

平成 2 7 年度第 2 回

第 8 3 回札幌市都市計画審議会

議 事 録

平成 2 7 年 7 月 2 3 日 (木)
札幌市役所本庁舎 1 2 階 1 ~ 3 号会議室

札幌市市民まちづくり局

■ もくじ ■

1	開会	1
2	議事録署名人の指名	1
3	議事	2
	◎苗穂駅前広場連絡歩道関連について	2
	◎森林公園パークタウン北地区について	7
	◎駒岡清掃工場の更新に係る環境影響評価手続の開始等について	14
	◎札幌市都市計画マスタープラン等見直し検討部会の検討状況について（骨子案報告）	33
4	その他	52
5	閉会	52

第83回（平成27年度第2回）札幌市都市計画審議会

- 1 日 時 平成27年7月23日（木）午後1時30分～午後5時2分
- 2 場 所 市役所本庁舎 12階会議室（1号～3号会議室）
- 3 出席者 委員：高野伸栄会長を初め19名（巻末参照）

札幌市：市長政策室政策推進担当部長 佐藤 博
市民まちづくり局都市計画部長 三澤 幹夫
市民まちづくり局総合交通計画部長 佐藤 達也
環境局施設担当部長 日當 雅博
環境局みどりの推進部長 北原 良紀
都市局事業推進担当部長 阿部 芳三

都市計画マスタープラン等見直し検討部会 部会長 小林 英嗣

4 議 事

【諮問案件】

- 議 案 第1号 札幌圏都市計画道路の変更【苗穂駅前広場連絡歩道】
- 議 案 第2号 札幌圏都市計画地区計画の変更【JR苗穂駅周辺地区】

【事前説明案件】

- 事前説明 第1号 札幌圏都市計画地区計画の変更【森林公園パークタウン北地区】

【関連説明案件】

- 関連説明 第1号 駒岡清掃工場の更新に係る環境影響評価手続の開始等について
- 関連説明 第2号 札幌市都市計画マスタープラン等見直し検討部会の検討状況について（骨子案報告）

【諮問案件】

順番等		案件概要			
		地区、施設等 名称	都市計画決定・変更の種別	番号	採決
市 決 定	①	苗穂駅前広場連絡歩道 関連	道路の変更（区域の変更） 地区計画の変更	議案第1号 議案第2号	第1号

【事前説明案件】

順番等		案件概要		
		地区、施設等 名称	都市計画決定・変更の種別	番号
市 決 定	①	森林公園パークタウン北 地区	地区計画の変更	事前説明第1号

【関連説明案件】

順番等		案件概要	
		名称	番号
①		駒岡清掃工場の更新に係る環境影響評価手続の開始等について	関連説明第1号
②		札幌市都市計画マスタープラン等見直し検討部会の検討状況について（骨子案報告）	関連説明第2号

1. 開 会

●事務局（小泉調整担当課長） 定刻となりました。

本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

委員24名のうち、19名の方がおそろいでございます。定足数に達しておりますので、ただいまから、第83回、平成27年度といたしましては第2回目となります、札幌市都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております市民まちづくり局都市計画部地域計画課調整担当課長の小泉でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それではまず、資料を確認させていただきます。

事前送付させていただいた議案書等につきまして、本日お持ちいただくよう、通知文の中でお願いを申し上げますが、ご都合によりお持ちになつておられない委員の方は、事務局までお知らせいただけますか。

また、本日、各委員のお席の向かって左手には、配付資料1の会議次第、配付資料2の案件一覧・案件グループ分け、配付資料3の両面印刷の委員名簿、座席表、次に、向かって右手には、事前送付を行っていない関連説明案件の駒岡清掃工場のパワーポイント抜粋資料、事前送付後に一部修正がありました諮問案件の苗穂駅前広場連絡歩道関連及び事前説明案件の森林公園パークタウン北地区のパワーポイント抜粋資料並びに関連説明案件の都市計画マスタープラン等見直しにかかわる資料のうち、A3判の「都市再開発方針見直し骨子案について」という資料がございます。

皆さん、おそろいでしょうか。

次に、連絡事項です。

坂井委員、濱田委員、星野委員、五十嵐委員、名本委員からは、欠席する旨の連絡が入っております。

そして、本日の議案に関連する部局としまして、市長政策室政策推進担当部、市民まちづくり局都市計画部、総合交通計画部、都市局事業推進部、環境局施設担当部、みどりの推進部の関係職員が来ております。

ここで、傍聴席、報道席にいらっしゃいます皆様に連絡がございます。

本審議会では、場内の撮影につきまして、議事に入りました後はご遠慮いただいております。議事に入るのは、会長による議事録署名人の指名がありました後となりますので、よろしくお願いたします。

それでは、高野会長、よろしくお願いたします。

2. 議事録署名人の指名

●高野会長 議長を務めます高野でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、今回の議事録署名人を指名させていただきます。

池田委員と飯島委員にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議 事

●高野会長 それでは、議事に入ります。

先ほどもご説明がありましたように、以降、場内の写真撮影についてはご遠慮いただくようお願いいたします。

審議の進め方ですが、議事次第にございますように、諮問案件2件、事前説明案件1件、関連説明案件2件となっております。配付資料2の裏にございますような案件グループ分けということで、それぞれ関連するものについてグループ分けしてございます。このグループ分けに従いまして説明していただき、なおかつ議論をしていきます。

◎苗穂駅前広場連絡歩道関連について

●高野会長 それでは、早速、諮問案件の審議に入ります。

苗穂駅前広場連絡歩道関連に係る議案第1号と2号についてご説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

●佐藤総合交通計画部長 市民まちづくり局総合交通計画部長の佐藤です。

苗穂駅前広場連絡歩道関連としまして、議案第1号の札幌圏都市計画道路3・6・38苗穂駅前広場連絡歩道の変更及び議案第2号のJR苗穂駅周辺地区地区計画の変更につきましてご説明いたします。

通常、都市計画審議会の審議につきましては、本諮問の前に事前説明を行うところでございますが、今回の変更案は道路区域の軽易な変更であるため、今回は事前説明を省略してお諮りさせていただきます。

まず初めに、配付資料の修正についてお知らせします。

6ページをごらんください。

事前にお配りしました6ページの地区の経緯の下段の平成27年の欄に、「北3東11周辺地区第一種市街地再開発事業などの都市計画について都市計画審議会の同意を得る」と記述しておりましたが、7月17日付で当該再開発事業が都市計画決定されましたので、記載内容について修正しております。

修正箇所は、以上です。

それでは、前方のスクリーンをごらんください。

本日はご説明します内容は、まず、全体概要を説明し、次に、都市計画の変更案、最後に、今後のスケジュールの順となっております。

それでは、全体概要からご説明いたします。

最初に、位置関係の確認でございます。

スクリーンには、札幌駅と苗穂駅の位置関係がわかる広域の地図を表示しております。

苗穂地区は都心に近接しており、JR線の北側にはアリオ札幌などの商業施設や産業遺産でありますサッポロビール博物館などが、南側には札幌厚生病院といった医療施設などが立地しております。現在は、JR苗穂駅に北口がなく、JR線とJR苗穂工場により地域の南北が分断されている状況でございます。

次に、JR苗穂駅周辺の関連事業につきまして、拡大した位置図でご説明いたします。

JR苗穂駅は、灰色の矢印で示すように、駅舎を札幌駅側へ約300m移転し、橋上駅舎が整備されます。駅舎整備に合わせ、赤でお示しする、駅の南北を往来するための自由通路であります苗穂駅前広場連絡歩道、黄色でお示しする、南北駅前広場や苗穂駅連絡通などを整備することが都市計画決定されております。

なお、平成24年4月には、自由通路や駅前広場といった都市施設の都市計画決定に合わせまして、図上に緑の線でお示しする範囲におきまして、苗穂駅周辺地区の地区計画の方針についても都市計画決定しております。

平成27年には、青色の線で示す範囲における第一種市街地再開発事業及び地区計画の変更について都市計画決定されたところであります。

次に、苗穂駅周辺地区の位置づけについてご説明いたします。

当該地区は、本市の総合計画である札幌市まちづくり戦略ビジョンにおきまして、高次機能交流拠点に位置づけられており、都心への近接性や交通利便性の高さを生かして、オープンスペースの創出や歩行者ネットワークの強化などを進め、利便性の高い複合型市街地の形成を目指すこととしております。

また、誰もが、冬期間でも、安心、快適に移動できる歩行空間を創出するため、再開発などを活用し、JR苗穂駅と空中歩廊による接続を促進することとしております。

次に、当地区のまちづくりの経緯についてご説明します。

苗穂のまちづくりにつきましては、平成3年の苗穂駅北口開設要望をきっかけとしましてスタートし、20年以上、地域主体の活動が継続されております。

平成13年には、苗穂駅周辺まちづくり協議会が結成され、地域住民による「まちづくり構想」を発表し、地域主体によるまちづくりの課題と方向性を示しました。これらを背景に、札幌市では、平成14年にまちづくりの目標像として「まちづくりガイドライン」を、平成18年には土地利用や都市基盤の考え方をまとめた「苗穂駅周辺地区まちづくり計画」を地域と協働で策定しております。その後、地域とのワークショップや情報交換を重ね、平成24年に、自由通路や駅前広場、地区計画の都市計画決定を行い、整備に関する具体的な検討がスタートいたしました。

平成27年には、再開発事業計画の具体化を受けまして、都市機能の更新と土地の高度利用を図るため、北3東11周辺地区の再開発事業及び地区計画の変更につきまして都市計画決定を行いました。

以上が全体概要の説明になります。

続きまして、今回の都市計画の変更案につきましてご説明いたします。

最初に、変更の概要につきましてご説明いたします。

平成26年度に実施しました基本設計におきまして、再開発ビルと自由通路の接続計画が具体化したことなどを考慮しながら、自由通路の点検歩廊や昇降棟に関する詳細な施設計画の検討を行っております。

検討結果を踏まえた具体的な都市計画変更の内容は、この後のスライドで説明いたしますが、都市計画施設の変更点は大きく二つあります。

一つ目は、自由通路の区域の変更です。

自由通路内の施設配置については、再開発ビルからの歩行者動線等を考慮し、より歩行者の安全性に配慮した計画とするため、周辺の施設整備計画に影響を与えない範囲で区域を変更するものであります。

二つ目は、自由通路の幅員の変更でございます。

自由通路に設ける点検歩廊部分につきまして、一般の利用者が通行する部分ではございませんが、自由通路の日常的な維持管理を行うために必要な道路の一部として都市計画の区域に含める必要があります。

昨年度の基本設計によりまして施設の詳細が決まったことから、点検歩廊部分を自由通路の区域に追加し、幅員を変更するものであります。また、自由通路の幅員の変更に合わせ、地区計画の区域についても変更する必要があります。

ここからは、変更の詳細を図面や写真を用いてご説明いたします。

まずは、議案第1号の都市計画道路の変更についてご説明いたします。

都市計画道路の名称は、「苗穂駅前広場連絡歩道」です。苗穂駅前広場連絡歩道は、地図上に赤色で示している部分に整備する計画となっており、鉄道を横断し、青い枠線で表示しております南北の駅前広場を結ぶ自由通路であります。利用者は、南北の駅前広場内に設ける自由通路の昇降棟で駅舎の高さまで上がり、鉄道を上空で横断することになります。黄色で示しているのが新たに整備される苗穂駅であります。自由通路から駅にアクセスする計画となります。

整備予定地の西側には既設の人道橋がありますが、バリアフリーの基準に適合した形になっておりません。新たに整備する自由通路には、エレベーターが整備されるなど、バリアフリーに対応した施設となります。

また、既設の人道橋は自転車を押し歩いて渡ることができる構造となっていることから、新たに整備する自由通路につきましても、引き続き、自転車の押し歩きができる構造とします。

なお、既設の人道橋は自由通路の供用開始後に撤去する予定です。

次に、自由通路全体の図面をお示しします。

平面図は、左側が北、右側が南となっております。断面図は、鉄道を横断する部分の模式図となっております。

平面図では、変更前の区域を黄色で、変更後の区域を赤で示しております。また、エレ

ベーターの位置を緑で示しております。点検歩廊を設ける鉄道との交差部では、駅舎との接続部を除いた部分に変更となります。南口昇降棟につきましては、エレベーターの近くで区域に変更となります。北口の昇降棟では、区域の変更はございません。

自由通路の幅員につきましては、断面図に示すとおり、点検歩廊を区域に含めることで、7mから10mに変更となります。この都市計画変更により、利用者が通行する有効幅員6mに変更は生じません。

次に、自由通路の南口昇降棟における区域の変更につきまして、変更前と変更後の参考図を用いて説明いたします。

スクリーンには、基本設計前の南口昇降棟の参考図を示しております。

左側の図が駅前広場からの出入り口がある階層の図面であり、右側の図が駅舎の入り口と同じ階層の図面になります。駅舎階は、建物でいうと、3階相当の高さになります。

図中の青い矢印は、エレベーターを利用し、駅舎へ向かう人がどのような動線となるかを示したものです。灰色の矢印は、階段を利用する人がどのような動線となるかを示しております。自転車を押し歩く人が自由通路を利用できるよう、エレベーターは自転車が入る大きさとし、また、階段にはスロープを設ける計画となっております。

次に、基本設計後の施設計画をご説明いたします。

先ほどのスライドと同様に、左側に駅前広場階部分の図面を、右側に駅舎階部分の図面を表示しております。

エレベーターを利用する人の動線を青の矢印で、階段を利用する人の動線を灰色の矢印で、再開発ビルから駅舎へ向かう人の動線を緑の矢印で示しております。

エレベーターにつきましては、従前の計画と同様に自転車を入れることが可能な大きさとなりますが、駅前広場階と駅舎階とで入りと出の向きが異なる貫通型のエレベーターに変更となっております。また、基本設計により、自由通路の施設計画が具体化し、階段の横にエスカレーターを設けることとしております。

階段の幅は従前の計画より狭くなりますが、バリアフリーの基準と照らし、十分な幅員を確保するとともに、自転車用のスロープも整備する計画でございます。

ただいま説明しました基本設計前と基本設計後の図面を比較し、駅舎階部分の計画がどのように変更となったかご説明いたします。

左側が基本設計前の図面、右側が基本設計後の図面となります。

それぞれの図面に、先ほどのスライドと同様、施設利用者の動線を表示しておりますが、基本設計前の図面には、仮に再開発ビルと空中歩廊でつながった場合の動線を緑の破線で追加しております。

基本設計後の駅舎階では、エレベーターを貫通型に変更することにより、駅舎のある方からエレベーターに乗り降りする計画となります。これにより、待つ人も含めたエレベーター利用者の動線、階段利用者の動線、再開発ビルから駅舎へ向かう人の動線がピンクで示すエリアで交錯しないように安全上に配慮した計画となります。

この計画変更によりまして、昇降棟の駅舎階に新たな床を設ける必要があるため、区域の変更を行うものでございます。

なお、駅舎階のみの増床であるため、この変更により、駅前広場の機能に影響は与えません。

次に、点検歩廊につきまして説明いたします。

点検歩廊とは、日常的な外壁の点検や清掃を行うために、自由通路の側面に設ける管理用の通路でございます。

前面のスクリーンには、参考としましてJR白石駅の自由通路の写真を表示しております。

写真中央の黒い外壁の建物がJR白石駅の自由通路でございます。自由通路の側面の赤い四角で囲っている部分が点検歩廊になります。

点検歩廊の拡大写真をお示しいたします。

赤線で囲っている部分がJR白石駅の点検歩廊になります。JR苗穂駅につきましては、昨年度の検討により、駅舎と自由通路の施設計画が具体化され、点検歩廊を都市計画に反映させることが可能となりましたので、道路の機能を維持していく上で必要な施設として区域に含めるものでございます。

次に、議案第2号の地区計画の変更についてご説明いたします。

地区の名称は、「JR苗穂駅周辺地区」地区計画でございます。

地区計画の区域はスクリーンに緑枠で表示している区域で、面積は8.8haでございます。

再開発事業の具体化を受けて定めた地区整備計画の区域は、スクリーンに青枠で表示している区域で、面積は2.5haです。地区計画の変更につきましては、スクリーンに赤枠で示す範囲において地区計画の区域を拡大するものです。

先ほどの赤枠の範囲を拡大した図面でございます。

左側が変更前の図面で、右側が変更後の図面でございます。

スクリーンに緑線で示す範囲においては、苗穂駅前広場連絡歩道の道路境界線の位置を地区計画の区域として指定しておりましたので、さきにご説明しました苗穂駅前広場連絡歩道の区域及び幅員の変更に合わせまして、スクリーンに赤線で示すとおり、地区計画の区域を拡大いたします。

また、図面に示す道路幅員の標記を7mから10mに修正しております。

なお、区域の拡大に伴う面積の増加は、約0.02haであるため、地区計画の面積8.8haに変更はございません。

都市計画変更案の縦覧の結果につきましてご説明いたします。

今回の都市計画道路及び地区計画の変更につきまして、変更案の縦覧を6月30日から7月14日まで行いましたが、いずれも意見書の提出はありませんでした。

変更内容につきまして整理いたします。

今回の都市計画変更は、都市計画施設の区域、幅員、名称の変更及び地区計画の区域の

変更を行うものでございます。

苗穂駅前広場連絡歩道の幅員については、自由通路の幅員に点検歩廊を含めることで、7 mから10mに変更となります。

また、都市計画道路の名称は、道路の幅員により決まるため、従前の8・7・38苗穂駅前広場連絡歩道から8・6・38苗穂駅前広場連絡歩道に名称が変更となります。

J R 苗穂駅周辺地区地区計画については、都市計画施設の区域の変更に合わせて、地区計画の区域を変更いたします。

最後に、今後のスケジュールをご説明いたします。

平成28年度より工事に着手し、工期およそ3年を経て平成30年度に新駅が開業し、同時に自由通路の供用開始を予定しております。平成31年度には南北駅前広場が完成し、既設の人道橋を撤去することを予定しております。

以上が議案第1号の札幌圏都市計画道路、苗穂駅前広場連絡歩道の変更案及び議案第2号のJ R 苗穂駅周辺地区地区計画の変更案でございます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

●高野会長 ありがとうございます。

これから質疑に移ります。

毎回ではございますが、議事録を作成するため、マイクを使ってご発言いただくようお願いしたいと思っております。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、ご質問やご意見を頂戴したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

微修正ということでございまして、機能などには大きな変更はありません。

特段のご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●高野会長 それでは、採決を行います。

苗穂駅前広場連絡歩道関連に係る議案第1号、第2号につきまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

●高野会長 全員賛成です。

したがって、本案について、当審議会として同意させていただきます。

◎森林公園パークタウン北地区

●高野会長 それでは、続きまして、事前説明案件に移りたいと思っております。

森林公園パークタウン北地区に係る事前説明第1号についてです。

準備が整い次第、ご説明を頂戴したいと思います。

●稲垣地域計画課長 地域計画課長の稲垣でございます。

事前説明案件第1号の森林公園パークタウン北地区地区計画の変更につきましてご説明をさせていただきます。

説明に入ります前に、事前に送付させていただいた資料に一部誤りがありましたので、ここで説明させていただきます。

本日、各委員の机上に訂正後のパワーポイントのスライドを配付させていただきましたので、そちらをごらんください。

本日配付した森林公園地区関係の18番のスライドに地区計画の内容を表示しておりますけれども、左側の各地区区分の凡例のうち、中ほどから下の一般住宅B地区と一般住宅C地区の色が逆になっておりましたので、おわびして訂正させていただきます。

説明はスクリーンで行いますけれども、必要に応じてごらんになる場合は、本日配付したものをごらんいただければと思います。

それでは、説明に移らせていただきます。

スクリーンに注目いただきたいと思います。

本案件は、郊外住宅地におきまして長期的に未利用となっている土地を活用し、良好な市街地形成を誘導することを目的に、土地所有者から都市計画提案制度による地区計画の変更提案がありまして、それに基づいて都市計画の変更を行うものでございます。

説明事項は、スクリーンに表示のとおり6項目で、「提案制度について」、「地区の概要」、「提案内容」、「本市の判断」、「都市計画の内容」、「住民周知について」の順に説明をさせていただきます。

提案制度による変更案件は今年度初めてでございますので、提案制度についての説明を簡単にさせていただきます。

都市計画の提案制度とは、都市計画法第21条の2に基づきまして、地権者などが地方公共団体に対して、都市計画の決定、変更をすることを提案できる制度でございます。

提案の要件といたしましては、計画の提案者が土地の所有者やまちづくりNPO法人などであること、その規模が0.5ha以上のまとまった区域であること、さらに、土地所有者等の3分の2以上の同意が必要とされています。

提案制度に基づく提案が行われたとき、札幌市では、提案に基づく都市計画の決定または変更が必要かどうか、まちづくりの方向性や周辺環境への影響などを考慮して判断いたします。ここで必要と判断した場合、提案内容を踏まえ、札幌市が都市計画の案を作成し、都市計画審議会にお諮りすることになります。

一方、決定または変更の必要がないと判断した場合は、判断の理由や提案された素案などにつきまして都市計画審議会でご説明して、ご意見をいただきます。その意見を踏まえ、札幌市が最終判断を行い、その結果を提案者にお知らせすることになります。

今回の案件は、提案の内容が妥当と判断いたしましたので、都市計画の変更についてお諮りするものでございます。

それでは、森林公園パークタウン北地区に係る説明に移ります。

まず初めに、地区の概要についてでございます。

当地区は、J R札幌駅から東へ約 10km に位置しています。

次のスライドが当地区の航空写真でございます。黄色の線が地区計画の区域です。当地区は、スクリーンに青線を表示しましたが、江別市との境界に接しております。

主要な公共交通機関といたしましては、J R函館本線の森林公園駅がございまして、主要な道路といたしましては、国道 12 号の札幌江別通、都市計画道路の森林公園駅東通、森林公園駅西通、厚別通が整備されております。

当地区は、昭和 49 年に開発許可を受け、民間による宅地開発事業が進められました。その後、宅地開発による良好な市街地形成の効果の維持・増進を図り、将来にわたって調和のとれた市街地を担保するために、昭和 60 年に森林公園パークタウン北地区地区計画を決定しております。

この地区全体の土地利用方針についてここでご説明いたします。

まず、利便性の高い J R 森林公園駅前には、周辺地域のサービスの核となる地区でございます。その周辺の主に都市計画道路沿いは、中高層の集合住宅を主体とした地区でございます。次に、図面右側の線路東側、駅と国道 12 号との間は自由度が高い都市型の戸建住宅地を目指す地区、図面左側の線路西側、駅からその奥は低層の戸建住宅を主体とした地区、国道 12 号沿いは幹線道路沿道にふさわしい土地利用が図られる地区としております。

以上の土地利用方針を踏まえ、こちらが用途地域ですけれども、スクリーンに表示しておりますとおり、駅前の近隣商業地域周辺は黄緑色の第二種中高層住居専用地域、その奥は濃い緑の第一種低層住居専用地域を主体として指定しております。この用途地域をベースといたしまして、土地利用の制限は、地区計画をさらに上乗せできめ細かく定めておりますが、その内容は次の地区計画のスライドでご説明をさせていただきます。

こちらが地区計画の指定状況でございます。

地区の区分といたしましては、駅周辺のサービスの核となる地区を「駅前センター地区」、集合住宅主体の地区を「集合住宅地区」、線路の西側の低層戸建住宅主体の地区は「低層専用住宅地区」としております。こちらを基本といたしまして、地区内の幹線等、少々太い道路に面する部分については、戸建住宅だけではなく、小規模な店舗兼用住宅なども立地できる「低層一般住宅地区」を指定しております。また、低層の戸建住宅主体の地区に接して、幹線道路に面する部分は「一般住宅 A 地区」といたしまして、店舗等と住宅とが協調できる地区としております。

次に、J R 線路の右側の自由度の高い都市型戸建住宅地を目指す地区は「一般住宅 B 地区」といたしまして、駅前センター地区に接する部分につきましては、戸建住宅だけではなく、小規模な店舗等も立地可能な「一般住宅 C 地区」を指定しております。さらに、国道 12 号沿いの幹線道路沿道にふさわしい土地利用が図られる地区は「沿道業務地区」といたしまして、以上のように、地区の区分を八つに定めている地区計画となっております。

なお、各地区の詳細な制限内容は議案書のとおりとなりますので、ここでは説明を割愛させていただきます。

また、地区計画決定後の変更経緯をスライドに示しておりますが、昭和 60 年の当初決定以降、法制度の改正あるいは土地利用の現況、動向の変化に応じた部分的な変更を行っておりまして、現在、戸建住宅や集合住宅が協調した郊外住宅地として概成されております。

次に、3 番目の提案の内容についてでございます。

今回の提案の趣旨は、長期的に未利用となっている土地を活用することを目的に、地区計画の変更を行うものでございます。

まず、今回の提案要件についてですが、法律に定められました計画提案者の資格、提案の規模、土地所有者等の同意は、いずれも要件を満たしております。

次に、提案の区域についてでございます。

今回の変更の提案区域は、線路の東側の都市計画道路森林公園駅東通に接した赤色の区域でございます。面積は約 1.2ha ございます。

当区域の周辺の状況ですが、画面右側の区域の北東側と画面左下の南西側は、現在、戸建住宅が立地しております。また、区域の北側は、現在、住宅展示場として利用されているところでございます。

当区域は、当初の開発計画では、集合住宅用地として活用することを想定しておりましたが、現在、スクリーンに写真をお示ししましたとおり、未利用の状況となっております。

次に、提案理由でございます。

昭和 60 年の地区計画決定以来、約 30 年にわたって未利用の状況が続いており、不動産市況の変化に伴い、今後も土地利用が非常に困難な状況であること、さらには、まち全体の活性化や住環境の面から、未利用地を早期に活用することが望ましいこととなっております。

次に、提案された変更の内容についてでございます。

今回の提案は、中高層の集合住宅を主体とする地区である本区域につきまして、大部分を都市型の戸建住宅が立地できる地区へ、また、駅に近い部分については、戸建住宅だけでなく、小規模な利便施設も立地できる地区へと区分し、地区計画の変更を行うものでございます。

なお、今回の変更の提案は、都市計画道路森林公園駅東通を挟んで向かい側の区域と同じ土地利用の内容に変更するよう、提案されたものでございます。

次に、以上のような提案を受けました本市の判断についてご説明いたします。

本提案は、長期未利用地について、地区の特性を生かした土地利用の誘導を図ることを意図したものであり、変更後の土地利用計画の内容も、都市計画マスタープランにおいて位置づけております郊外住宅地あるいは J R 駅周辺の土地利用の考えに適合するものとなっております。また、長期的に未利用となっている土地を有効活用することは、都市計画マスタープランにおける住要求の変化を踏まえた郊外住宅地の質の維持・向上や地域コミ

ユニティの活力の維持にもつながると考えられることから、札幌市といたしましては、提案に基づいた都市計画の変更が必要だと判断したところでございます。

次に、この提案を受けまして、札幌市の案としてまとめた都市計画の内容をご説明させていただきます。内容は、いずれも提案に基づくものとなっております。

初めに、地区の区分と土地利用の方針についてでございます。

まず、図面上右側の変更区域の大部分に当たる国道に近い側につきましては、中高層の集合住宅を主体に高度利用を目指す集合住宅地区から、都市計画道路を挟む向かい側と同様、住宅地としての居住環境に配慮を行いながら3階建ての住宅が立地できる、都市型の戸建住宅地を目指す一般住宅B地区へと変更いたします。

次に、一般住宅B地区の用途の制限でございます。

スクリーンにお示ししているとおりの変更となりまして、具体的には、これまで制限をしておりました戸建住宅などが立地できるようになります。

次に、変更区域のうち駅に近い側についてですが、ここは駅に近接した利便性の高い地区であり、かつ、戸建住宅が立地する一般住宅B地区と接している場所でもありますことから、こちらも都市計画道路の向かい側と同様、小規模な店舗等の利便施設と住宅との協調を目指す一般住宅C地区へと変更いたします。

一般住宅C地区の用途の制限につきましては、スクリーンに表示のとおり、これまで制限しておりました戸建住宅のほか、小規模な日用品販売店舗、具体的な規模といたしましては500㎡以内で2階以下をその用途とするものとなりますけれども、こういった建築物が立地できるようになります。

次に、容積率など、建物の規模や形態に関する各種の制限についてでございますが、これにつきましては、一般住宅B地区、一般住宅C地区ともに同様の内容となります。

具体的な考え方といたしましては、もともと街区全体を中高層の集合住宅用地とする前提でございましたけれども、一定規模以下の敷地に区分して利用することに対応させ、住環境に配慮した制限として、例えば上段の容積率を、用途地域の200%としているところを100%に低減して定めます。

また、そのほか、表に記載のとおり、各種の形態制限を定めておりますけれども、こちらにつきましては次のスライドで模式図を用いて説明をさせていただきたいと思っております。

こちらが変更後の制限の範囲内で、店舗あるいは戸建住宅が隣接して立地した場合のイメージ図でございます。

画面右側の縦に道路がございますけれども、こちらが都市計画道路森林公園駅東通でございます。図の赤字と赤線が個別の制限、緑線が各敷地の境界を示しております。

まず、壁面の位置の制限でございます。

こちらにつきましては、道路に面する部分の緑化やまち並みのゆとりの確保といった観点から、道路の境界からは1.5m、隣地の境界からは1mを基本として定めます。

なお、都市計画道路森林公園駅東通からも1mとしておりますが、これは現在の道路の

歩道幅員が、既に7mと十分広く確保されているためでございます。

また、敷地面積の最低限度は、冬期間の除雪による雪の堆積スペースの確保なども考慮いたしまして、良好な住環境の形成に必要な敷地規模として180㎡と定めます。

なお、形態・意匠の制限といたしまして、冬の屋根からの落雪を考慮して、道路側に傾斜する屋根形態としないよう制限しておりますが、これは変更後もそのまま適用いたします。

また、建物の高さの限度は、3階建ての戸建住宅も立地できる戸建住宅地の居住環境の保全といった観点から、最高高さを12mに制限いたします。あわせて、北側の住宅等への日照確保のため、図面に示したように、北側への日照角度の斜線制限も定めております。

以上が都市計画の変更案でございます。

最後に、住民周知についてご説明をさせていただきます。

今回の変更提案に当たりまして、提案者において6月末から地区計画区域に係る住民の方々への回覧、個別説明、説明会による周知を行っておりまして、現在のところ、いずれも反対の意見等はありませんでした。

なお、今後の住民周知といたしまして、都市計画法に基づく案の縦覧を8月下旬に予定しております。

以上で、事前説明案件第1号の森林公園パークタウン北地区地区計画の変更の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●高野会長 ありがとうございます。

提案制度に基づく地区計画の変更でございます。

それでは、ご質問やご意見を頂戴いたします。

●小形委員 土地所有者等の同意を得ているということでしたが、所有者全体はどのくらいなのでしょう。また、そのうちの3分の2以上ということだと思っておりますが、何件が分母で、そのうちの幾つの方々の同意だったのですか。提案者の方の具体的な数字を教えてください。

●稲垣地域計画課長 今回の提案ですけれども、地権者は1名で、提案者も1名ですので、同意率は100%でございます。

●高野会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

●丸山（秀）委員 この地域は、大変よくわかっている場所です。

かつて三菱地所が街区を大きく形成していて、マンションを本来建てる予定でしたが、それが頓挫して、どんどん小分けしていき、駅前については、できたばかりだと思いますが、住宅の展示場になりました。

そこで、気をつけておいていただきたいという願いとしてお聞きいただければと思います。

新しくするところと反対側の既にできている一般住宅B地区の駅前のところにも、かなりの住宅が建っています。今後舗装されて、それぞれ細かい道路ができてくると思うのですが、そこで非常によく言われることとして、道路幅が両サイドでほとんど同じなのです。それで、どちらが優先かがわからず、結構危ない道路が多いのです。そして、ここはどこにも一時停止やとまれなどの標識もないのです。そうすると、逆に、この地域の人を地域で縛ることになってしまうのです。

今後、マンションから出てきて、回って、バス通りに出てくるようなことになってくると、かなり交通量も多く、学生もよく通るところもあるので、交通標識などにも配慮したまちづくりが必要なのではないかと思います。その辺のことも踏まえて、今後、進めるに当たってはご検討いただきたいと思います。

●高野会長 ありがとうございます。

大変貴重なご意見だと思うのですが、事務局からお考えは何かありますか。

●稲垣地域計画課長 今、図面を出しました。

道路を挟んで向かい側の話がありましたので、そちらの中の細い道路の配置状況をごらんいただいております。

今回の提案区域は1枚の敷地になっておりますので、当然、道路は入っておりませんが、今後の予定といたしましては、地区計画変更が成立した後に具体的にどのような土地利用がいいのかということで、実際に宅地造成をするための開発許可の手続に入っていきます。その中で、諸々の基準に基づきながら具体の設計がなされるわけですが、今の委員のお話の観点も踏まえ、適切な配置となるよう、都市計画変更後に我々もフォローしていきたいと思います。

委員のご指摘の具体的な危険箇所等についての情報は、今の段階で我々はつかんでいないのですが、向かい側の状況も改めて見せていただきながら、今後の対応としてどういったことができるのかを検討させていただければと思います。

●高野会長 ありがとうございます。

この諮問は、次回の審議会になりますか。

●稲垣地域計画課長 次回の審議会を予定しております。

●高野会長 昨年度はこのようなタイプと同様のものが結構ございましたので、そういう意味では皆さん方も状況についておわかりなのかもしれません。

ほかにご質問やご意見等はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●高野会長 ありがとうございます。

◎駒岡清掃工場

●高野会長 それでは、次の案件に参ります。

続きまして、関連説明案件第1号の駒岡清掃工場の更新に係る環境影響評価手続の開始等についてです。

それでは、ご説明を頂戴したいと思います。

●日當施設担当部長 札幌市環境局施設担当部長の日當でございます。よろしくお願ひいたします。

関連説明第1号の駒岡清掃工場の更新に係る環境影響評価手続の開始等につきまして説明させていただきます。

札幌市は、「スリムシティさっぽろ計画」を策定し、平成21年に新ごみルールをスタートさせました。ごみの削減や資源物の収集をさらに推し進める内容のものでございます。その結果、篠路清掃工場が廃止となるなど、市民力の結集によりまして大きな成果を上げることができました。今後も効率的な収集と安定的なごみ処理を行うためには、現状の駒岡、発寒、白石の3清掃工場による処理体制の維持は不可欠であり、既存工場を計画的に更新することが必要となります。

今回ご審議いただきますのは、稼働開始が最も古い駒岡清掃工場を建替え、新しい施設とする事業でございます。当事業にかかわる都市計画手続につきましては、平成30年ごろを予定しておりますが、これに先立ちまして、本年7月8日より、環境影響評価手続、いわゆる環境アセスメント手続を開始していることから、現時点の事業内容及び環境アセスメントの内容、構想段階手続の内容につきましてご説明させていただきます。

お手元に資料があるかと思いますが、説明は前方のスクリーンにて行いますので、そちらをごらんください。

まず1点目に、環境影響評価手続きについてですが、とりわけ新しい手続きでございます「配慮書」とは何かについて、2点目に、都市計画上の手続でございます「構想段階評価」とは何かについて説明させていただきます。3点目に、そもそもの「駒岡清掃工場更新事業の概要」について、4点目に「計画段階環境配慮書の概要と結果」、5点目に、「構想段階評価書の概要と結果」、そして、最後に、事業の「今後のスケジュール」ということで、項目に従って、順次、ご説明させていただきます。

それでは、環境影響評価手続、とりわけ配慮書手続がどのようなものかをご説明させていただきます。

環境影響評価とは、事業者が大規模な開発事業を行う前にあらかじめその環境に与える影響について調査、予測、評価を行い、結果を公表し、市民の皆様からお寄せいただいた意見を反映して、環境保全上、より望ましい計画としていく仕組みでございます。法に定めのあるものと条例に定めのあるものがございます。

札幌市環境影響評価条例では、第2条2項に対象といたします事業種を列挙しております。その中には、道路や鉄道、発電所等の種別がございます。事業種類の一つとして、6号に一般廃棄物処理施設の設置事業が規定されております。それぞれの対象事業種の中でも一定の規模以上のものにつきましては、環境影響評価の実施が義務づけられる第一種事業に該当いたします。

一般廃棄物処理施設の場合、一定の規模とは敷地の面積が15ha以上、または、焼却能力が1日当たり100t以上となっております。今回、計画しております事業は、駒岡清掃工場の建替えでございます。現在と同能力の、1日当たりの焼却能力600tの施設を予定しているところでございます。このため、本事業は第一種事業となり、環境影響評価の対象事業となります。

札幌市環境影響評価条例は平成25年度に改正となり、配慮書手続が新たに設けられました。

「配慮書」とは、事業者が事業の位置、規模等の検討段階、すなわち事業計画の初期の段階におきまして、環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行い、その結果をまとめたものでございます。

改正前の環境影響評価におきましては、事業の実施段階、すなわち事業内容が煮詰まってから評価手続が行われていたのに対しまして、配慮書手続につきましては、可能な限り早期の段階において環境保全の見地からの検討を加え、事業に反映していくことを目的として新たに設けられた手続でございます。

なお、今回の駒岡清掃工場更新は、平成25年度に環境影響評価条例が改正された後、対象となる初めての事業となっております。

配慮書以降の手続といたしましては、スライドにございますとおり、事業計画の進捗に合わせて環境影響評価の方法を定める「方法書」、環境影響評価の結果を伝える「準備書」、準備書に対する意見を踏まえて結果をお伝えする「評価書」の手順を踏み、事業実施後の「事業調査報告書」に至ります。

実際の配慮書の内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、構想段階手続がどのようなものかをご説明させていただきます。

構想段階手続とは、都市計画の案を作成しようとする過程の中で、対象事業のおおむねの位置や規模など、概略の案の立案段階におきまして、都市計画上の見地から総合的な評価を講じる新たな手続でございます。

先ほど説明させていただきましたように、環境保全の見地から、事業計画の早期の段階におきまして配慮書手続が導入されたのと同じように、都市計画上の見地からの検討を事業の早期の段階から行い、住民意見の聴取、反映を通じ、計画の熟度を高めていくプロセスの最初の段階となっております。札幌市環境影響評価条例に規定する第一種事業は、この構想段階評価を実施する対象となっているため、今回、この手続もあわせて行う次第でございます。

次に、構想段階手続の流れです。

環境影響評価の配慮書の手続開始と時期を合わせて、構想段階手続を行うこととなっております。後ほど、構想段階評価書の内容と評価結果についてご説明させていただきます。

次に、事業概要の説明をさせていただきます。

まず、地下鉄南北線真駒内駅周辺と事業候補地の位置図を示します。真駒内駅から直線距離で約3.5kmのところの事業候補地は位置してございます。

続きまして、事業候補地周辺にもう少しズームインして図示しました。

事業候補地周辺の西側には市街化区域が位置してございます。石山東町内会や常盤団地町内会がございまして、市街化区域より東側には、高低差30m程度の丘陵地を境に事業候補地周辺が位置しており、市街化調整区域となっております。

事業候補地の土地は、オレンジ色で示しております。現駒岡清掃工場の南側に位置しています。

また、事業候補地の南側には駒岡団地町内会があり、周辺にはこの町内会以外に真駒内駒岡町内会があり、この二つの町内会が近隣町内会となります。

そのほか、事業候補地の南東には駒岡小学校があり、現駒岡清掃工場の北側には保養センター駒岡が位置してございます。

続きまして、札幌市の各種計画における今回の事業の位置づけについてご説明させていただきます。

平成25年に、札幌市のまちづくりの計画体系の中で最上位に位置づけられる「札幌市まちづくり戦略ビジョン」が策定されました。今後10年間の新たなまちづくりの基本的な指針となるものでございます。環境などを初めとする市政の各分野の個別計画は、この戦略ビジョンの基本的な方向性に沿って策定されることとなっております。

ごみ処理の分野に関する戦略ビジョンの基本的な方向性といたしましては、戦略ビジョンに示します「都市像」、「基本目標」、「創造戦略の階層」ごとに、目指すべき都市像といたしましては、「世界に誇れる環境首都の実現」であり、基本目標といたしましては、「資源やエネルギーを有効に活用するまちにすること」であります。また、創造戦略といたしましては、低炭素社会、エネルギー転換ということで、「次世代エネルギー戦略」の中の「循環型社会の構築」となっております。

この戦略ビジョンの方向性を受け、環境分野の個別計画として、廃棄物の少ない都市の実現を目標の一つとする「札幌市環境基本計画」が策定されております。さらに、札幌市

環境基本計画の廃棄物処理部門における実施計画といたしまして、方針、目標、施策を提示するため、「スリムシティさっぽろ計画」が策定されており、環境低負荷型循環社会の実現を目指した取り組みを進めているところでございます。

スリムシティさっぽろ計画の中では、「3工場体制による処理が最も効率的と考えられるため、それぞれの工場における適切な処理能力やエネルギーの有効利用を含めた長期的な清掃工場の建設・運用計画の検討を進め、現行工場の更新を行ってまいります」とうたっております。

また、環境分野、ごみ処理分野以外の個別計画でございます「札幌市都市計画マスタープラン」や「札幌市エネルギービジョン」等の個別計画などの関連計画とも整合性をとって事業計画を進めることとしております。

次に、事業の背景、経緯としまして、札幌市の清掃工場の現状についてご説明させていただきます。

前段にお話しさせていただきましたように、新ごみルールを導入によりまして、平成22年度に篠路清掃工場が廃止となり、現在は、駒岡、発寒、白石の3清掃工場体制となっております。その配置は図に示しますように、西、東、南方面にと、バランスのとれたものとなっております。

各工場の稼働開始年度は、駒岡清掃工場が昭和60年、発寒清掃工場が平成4年、白石清掃工場が平成14年であり、最も運転開始が古い駒岡清掃工場は、しゅん功後、約29年が経過しております。

次に、ごみ排出量の今後の推移でございます。

札幌市では、先ほどご説明させていただきました「スリムシティさっぽろ計画」におきまして、ごみの減量をさらに推し進め、1人が1日当たりに廃棄するごみ量を380g以下にするなどの目標を設定しております。現在も、少なさでは政令市の中で上位に位置するごみ量ですが、この目標が達成されたならば、トップクラスの少なさになる予定でございます。しかしながら、こういった削減目標を達成し、さらに人口減少によるごみ減量を考慮したとしても、焼却ごみ量は平成29年度以降も約41万t発生すると推定しているところでございます。

続きまして、施設規模、焼却能力についてご説明させていただきます。

新工場が運転を開始いたします平成36年度を考えまして、このときに焼却しなければならないごみの量は約41万tです。これを処理するためには、既存工場の処理能力低下、ごみ排出量の季節変動、各工場の定期整備等による休止期間などを考慮いたしますと、1日約1,900t以上の能力が必要となります。

現在の各工場の1日当たりの定格焼却能力は、駒岡清掃工場が600t、発寒清掃工場も同じく600t、白石清掃工場が900tで、合計いたしますと、市全体で、定格といたしまして、2,100tの焼却能力となります。

しかしながら、新しい工場が稼働する平成36年度には、発寒・白石清掃工場も老朽化に

より処理能力が徐々に低下するため、実能力は2,100 t 以下となります。焼却能力1,900 t を確保するためには、新清掃工場は現工場と同じ600 t の処理能力とする必要がございます。

こういった内容を踏まえまして、事業の必要性についてでございます。

まず、1点目は、施設の老朽化への対応であります。先ほども説明させていただきましたとおり、駒岡清掃工場は、しゅん功後、約29年が経過しており、環境影響評価などの手続に5年、建設に5年という長い期間が必要とされることを考えますと、建替えまでに清掃工場の一般的な耐用年数と言われております25年から30年を大幅に超えることになるため、早急に事業を進めることが必要となります。

2点目は、安定的な焼却処理体制確保の必要性でございます。新工場が稼働いたします平成36年度には約41万 t のごみを焼却処理しなければならず、発寒清掃工場、白石清掃工場の焼却能力の経年低下や各工場の定期整備等を考慮した処理能力を確保する必要がございます。

3点目は、効率的な収集への対応です。現在、約4万5,000カ所のごみステーションが広い札幌市域内に点在しており、効果的に収集を実施するためには、3清掃工場のバランスのとれた現在の配置を維持する必要がございます。したがって、駒岡清掃工場を現在位置の近隣に建替えることが最適となっております。

以上のような理由によりまして、駒岡清掃工場の建替えが必要でありまして、新工場の稼働開始は平成36年度を目標としております。

次に、事業候補地の選定過程についてでございます。

効率的な収集体制を目的といたしまして、現駒岡清掃工場の周辺において、平坦かつ一定程度の敷地面積を有する土地を抽出して検討いたしました。それが、図に示しますとおり、現駒岡清掃工場の東と西、そして南側の用地となります。

新清掃工場の建設には、破碎工場を併設することや、高効率なエネルギー回収システム導入によるボイラーの大型化などの理由によりまして、現在よりも広い約5 ha、5万㎡の面積が最低限必要となります。東側と西側の用地につきましては崖地を含んでいるため、5 haの面積を確保することは困難であり、南側の用地を候補地として選定いたしました。

次のスライドが航空写真になります。

写真のとおり、三角形の土地であり、北側に資源選別センターが位置しています。候補地の面積は約8.4haあります。周囲に緩衝帯を設けることや敷地内に緑地を設けることを検討しているところでございます。

次に、本事業の方向性についてご説明させていただきます。

1点目は、創エネルギーでございまして、効率的なエネルギー利用でございます。

新工場では、創エネルギーとして、高効率エネルギー回収システムの導入により、ごみの焼却エネルギーのうち、現在、大気中に捨てている熱エネルギーをより多く、より効率的に回収し、蒸気の供給量や発電量を増大させます。

発電電力量につきましては、夏場には現行の約2倍、そして、蒸気の需要量がふえます

冬場には、供給量を現在の約3倍とすることを計画しております。

発電した電力は、工場内で使用するとともに、余剰電力を電力会社へ売却いたします。

また、蒸気につきましては、工場内の冷暖房やロードヒーティング等に使用するほか、熱供給事業者でございます北海道地域暖房及び保養センター駒岡に供給いたします。

北海道地域暖房では、真駒内地区の商業施設、公共施設、家庭など、約1,750戸の冷暖房、給湯用に、保養センター駒岡では、館内の冷暖房、給湯及びロードヒーティングに利用し、温室効果ガスの削減に寄与しております。

また、省エネルギーといたしまして、工場内設備には、照明等におきまして、省電力機器や高効率機器を採用するなどの取り組みを計画しております。

2点目は、災害時における廃棄物処理機能や避難場所などの防災拠点としての機能を確保するため、停電時でも焼却炉の運転が可能な自立型の工場とすることを検討しているところであります。また、現在の清掃工場においても、小学生等に対してごみ処理施設見学を行っていますが、環境教育の場となる機能をさらに充実させていく予定でございます。

事業概要の最後といたしまして、計画についての住民説明会の開催状況を説明させていただきます。

昨年5月と7月に、近隣の真駒内駒岡町内会、駒岡団地町内会を含みます13町内会で構成される芸術の森地区連合町内会を対象に、説明会を開催いたしました。5月には39名、7月には31名の方が参加されております。

その後も、建設予定地に近接する二つの町内会との意見交換を継続的に行っており、最新の公害防止設備の導入による環境負荷の低減や、周辺環境へ十分配慮した施設とすることなどを説明させていただいております。そうした説明等を経まして、連合町内会、近接町内会ともに、事業計画に理解をいただいているところでございます。

以上で、駒岡清掃工場更新事業の概要の説明を終了いたします。

続きまして、環境影響評価の計画段階環境配慮書の概要と結果について説明させていただきます。

配慮書の概要についてですが、前に説明させていただきましたとおり、事業の位置、規模等の検討段階において、環境保全のために配慮すべき事項の検討を行いました。その中では、事業における複数案を設定し、検討を行っております。

事業概要にて説明を行いました。効率的な収集や将来発生する焼却ごみの安定処理、熱利用の推進を行うために、候補地は現駒岡清掃工場の隣接地である必要がございます。その中でも必要面積を満たす候補地は、現工場の南側のみであります。そのため、配慮書における環境影響への配慮について、比較検討する複数案は、スライドに示しますように、敷地内の施設配置案、煙突の高さを2通り検討し、配慮書で定める環境影響評価項目について予測、評価を実施したところでございます。

配慮書の図書の構成といたしましては、事業の項目、事業候補地周辺における自然的・社会的観点における地域概況、環境配慮項目の設定とその項目に対する定性的な予測、評

価を記載しております。

スライドに示しますとおり、配慮書では、大気質、騒音・振動、悪臭、日照障害、動植物・生態系、景観、人と自然との触れ合い活動の場、温室効果ガスについて項目を選定し、予測、評価を行いました。

各項目について、配慮書段階においては、ほとんどの項目について周辺環境へ大きな影響を与える可能性は低く、周辺地域の緑の保全や野生生物の種の保存、生物多様性の確保などの市の環境施策や各環境基準値とも適合する予測、評価となっております。

配慮書の結果につきましては、具体的な計画が策定されていない段階での予測となりますが、施設配置案としては、A案で、煙突が100mの場合について、環境影響が最も低減できると予測しているところでございます。ただし、影響の低減を図るためには配慮計画が必要な事項もありますし、今後、建設計画等が具体的にになった段階で改めて工事中に配慮すべき項目等も選定する必要があります。これらにつきましては、今後の環境影響評価手続である方法書以降の段階におきまして、調査や定量的な評価を含め、検討していく予定でございます。

続きまして、環境影響評価審議会の開催について説明させていただきます。

条例の規定によりまして、環境影響評価審議会にて審議をいただく必要がございます、今回の配慮書につきまして、1回目の審議会を7月14日に開催いたしました。配慮書の意見につきましては、スライドにあるとおり、騒音の低周波音の評価の明記や景観に配慮した緩衝帯の検討、工事車両の大気汚染物質の配慮の追加、地形を考慮した大気質の影響調査の実施などの意見をいただいております。これらについては、今後の環境影響評価の段階で対応していくこととなります。

次のスライドです。

今回、7月8日より8月6日までの30日間、配慮書の縦覧を行っており、本庁舎13階、南区役所、札幌市環境プラザ、芸術の森地区まちづくりセンターにて見ていただいております。また、8月20日まで環境の保全の見地からの意見を広く募集しております。さらに、配慮書は本市ホームページにおいても公開しておりまして、説明会を7月21日に南区区民センターで実施いたしました。

実施した説明会の内容は、15名の市民の方が参加され、幾つか意見をいただいております。いただいた意見の内容としては、「車両の振動・騒音について環境影響に配慮されているけれども、交通の安全性についても計画の中で考慮してほしい」、「騒音・振動が実際に近隣住宅でどの程度となるのか、資料上だけでは実感が湧かない」、「排ガス影響について、近隣住宅地との高低差を考慮した影響調査の結果を今後説明してほしい」、などです。

いただいた意見につきましては、今後の環境影響評価や事業計画において、検討、対応し、また、住民の方にも説明していく予定でございます。

続きまして、構想段階評価書の概要と結果について説明いたします。

構想段階評価書の内容についてですが、環境影響評価で行った周辺環境への配慮事項に加えて、都市計画の観点による項目を設定し、それらについて構想段階である現在において評価を行った内容となります。

スライドに示しますとおり、都市計画の一体性・総合性、自然環境の整備または保全、適切な規模及び必要な位置への配慮、円滑な都市活動の確保、良好な都市環境の保持について、都市計画マスタープラン等上位計画との整合性や都市計画上の観点について評価項目として設定いたしました。

構想段階評価の結果についてですが、スライドにお示しさせていただきますとおり、事業計画に対する土地利用や事業の規模、位置、都市活動などの項目に対して、都市計画上の観点及び周辺環境との配慮の観点から、適切と評価しております。ただし、適切な規模としての経済性の観点につきましては、今後の事業計画の中でライフサイクルコストを詳細に検討していくことが必要と判断しております。この構想段階評価書につきましては、本市ホームページでも公開しております。

以上で構想段階手続についての説明を終わります。

最後に、今後のスケジュールについて説明させていただきます。

今後の都市計画上の手続についてですが、現在の構想段階手続の後、構想段階評価の結果及び住民意見等を踏まえ、都市計画の案のもととなる概略の案を決定いたします。環境影響評価の準備書の手続期間に都市計画審議会への事前説明を行い、準備書の公告、縦覧期間に合わせて都市計画案の縦覧も行います。その後、準備書に対する市長意見を踏まえ、都市計画審議会へ諮問させていただく予定です。これが平成30年ごろの予定でございます。

そして、環境影響評価と事業の大まかなスケジュールについてです。

配慮書以降の環境影響評価手続と建設に係る計画等が平成30年度まで、そして、平成31年度より建設を開始いたしまして、平成36年度に稼働を開始する予定であります。

先ほど都市計画上の手続について説明したとおり、環境影響評価の準備書の図書作成と公告・縦覧が平成29年から30年の予定ですので、この時期に都市計画手続として事前説明と諮問を進めさせていただく予定でございます。

以上で、本事業の関連説明を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

●高野会長 ご説明ありがとうございました。

本件につきましては、わかりにくい点もあろうかと思えます。手続がいろいろな審議会で行われるということでございます。

ただいまの説明の資料の9番目に「位置づけ」というスライドがございます。お手元にある茶色の冊子が構想段階評価書で、右上の四角の部分については既にこのような形で終わったということですね。

配慮書の公告、縦覧、あるいは、構想段階評価書の公表についても終わっていますか。

●日當施設担当部長 現在、公表中でございます。

今回の都市計画審議会で概略案の設定と評価結果についてご説明させていただいたということでございます。

●高野会長 環境影響評価手続については、環境影響評価審議会で議論されるということで、我々としては、茶色の構想段階評価書ですね。

●日當施設担当部長 都市計画上の手続であります構想段階評価書についてご審議いただきたいです。

●高野会長 これについて、より重点を置いて、都市計画施設として適切なものであるかどうかについて審議するという位置づけですね。

そういう意味では、後半の構想段階評価書の説明が短かった気がしますが、どの点からでも結構でございます。

●齋藤委員 市民委員の齋藤と申します。

17ページのスライドの用地選定について質問します。

この段階は既に公的な手続が終わっているのかどうか定かではないのですが、素人考えでいきますと、こういった施設については住民の理解が一番大事かなと思っています。

そうした場合に、簡単に考えると、居住者の多さ少なさがポイントになるのかなと思うのです。西側は、先ほど言われましたが、町内会がたくさんあり、たくさん人が住んでいるようなところですね。南には駒岡の団地があるとご説明がありました。東側はゴルフ場ですね。東側、西側を切り捨てている理由として、利用可能面積が足りないというふうに書かれているのですが、さきに送られてきていました冊子の4ページでは、能力600tの発寒清掃工場の敷地面積が2.4haにプラスして、破碎工場の敷地の1.2haで、これを足しても4ha弱です。東側はもともと5haぐらいあって、崖があると言っても4haぐらいとれるのではないかと感じました。

施設の配置など、これから多方面にわたって研究されると思うのですが、そういうものを考えたり、今ある施設の駐車場をうまく使うなど、工夫すれば、東側は考えられるのではないのかと思うのです。これを考えて、住民の人に言うと喜ぶのではないかと思います。いかがでしょうか。

●日當施設担当部長 発寒清掃工場と比較して面積が足りているのではないかとということでございます。新たに建てさせていただきます清掃工場につきましては、効率のよいもの

を建てようということで、ボイラーの規模や能力も大きくなりますので、現在以上の面積を必要とすることで、5 ha以上が必要になるということでございます。しかし、東側の土地につきましては崖地等がございまして、5 haが確保されないため、そちらは断念いたしました。

●齋藤委員 いろいろ検討を加えた後の姿だということですか。

●日當施設担当部長 我々といたしまして、検討を加えた後の結果でございます。

●高野会長 お願いいたします。

●中村（達）委員 中村です。

既設の清掃工場は、取り壊した後、どうなるのでしょうか。跡地利用についてです。

●日當施設担当部長 現工場の跡地の活用方針はまだ検討されておらず、今後の検討課題でございます。

●中村（達）委員 もう一つ、これはそもそも論になってしまうのですが、少子高齢化により、札幌市でもこれから人口が減って、真駒内地区と駒岡地区については、都市計画マスタープランの見直しにおいて、地区の再開発といいたいでしょうか、住宅地としてやっていくのか、このままにしていくのかを検討している最中だと思います。

一般的に言えば、都心部から、20分や30分で届く非常に至近距離にあって、しかも、緑の多い地域で、日当たりもいいし、住宅地としては最適な場所ではないかと思えます。東京や大阪の方が来れば、よだれが流れるぐらいの最適な住宅地だと思うのですけれども、そこに既に清掃工場があるということですね。そこで、清掃工場を取り壊して、ほかに新たにつくるというのであれば、札幌市の見直し論で、この辺りを住宅地として再開発するという計画があるのかどうかです。

もう少し大きく言えば、都市計画マスタープランの見直しにおいて、札幌市としては、この辺りの地域の将来をどういうふうに捉えているのかです。観光客もふえていますし、札幌市に住みたいという道外の方がふえているときに、住宅地として将来のために確保していくことも一つの手ではないかと思うのです。

今の議論と直接関係はないかもしれませんが、将来構想として、この辺りの再開発をどういうふうにしていくのだという観点があれば、次回でも結構ですが、ご説明願いたいと思います。

●高野会長 この地域について、都市計画マスタープラン上の見直しの中でどういう議論

がされているか、あるいは、される予定であるかということですね。

●村瀬都市計画課長 都市計画課長の村瀬です。

後ほど都市計画マスタープランの見直し骨子案をご説明しますが、こちらは調整区域でして、まずは自然環境の保全が第一です。そのほか、市街化区域になじまない機能については調整区域での立地を図るということで、清掃工場もその一つに当たります。

基本的な考え方は以上で、後で見直し骨子案の説明でも出てきますけれども、高次機能交流拠点というモエレ沼公園等がありますが、その辺の土地利用については、高次機能交流拠点の機能向上という観点から、土地利用を少し考えていったほうが良いだろうという内容になっております。

それから、これは駒岡清掃工場だけではないのですけれども、一般的には、市有施設が移転して、その跡地がどうなるかについて、現段階でこうするということはありません。

また、わからないのですけれども、通常、清掃工場の跡地は、住むことに対して、環境上どうなのかなど、いろいろと検討しなければならないのかなというふうに考えます。

●高野会長 よろしいですか。

●中村（達）委員 私個人の希望といたしましては、真駒内地区あるいは駒岡地区は、将来的には人口が減ると言うのですけれども、一戸建てを希望されている方の高級住宅地あるいは高級別荘地として、札幌市で確保していただきたいなという気持ちです。

●高野会長 それについては、別途、都市マスの審議でお願いいたします。

それでは、水澤委員、お願いします。

●水澤委員 水澤です。

19ページですが、発電量も2倍になるとか、発熱の供給量も3倍になるという話がありまして、ほかの清掃工場を見ると、そういうふうに使っているのが駒岡ともう一つあるぐらいですね。これは非常にいいことだと思うので、その辺をもっとアピールしたほうが良いのではないかと思うのです。

具体的には、売電によってどのくらいの収入が得られるのか、地域の熱供給でどのくらいの地域に供給されて、どう変わるのか、要するに、住民にどれだけ還元されるのか、もっと詳細に説明して、アピールしてもいいのではないかと思うのですが、どうなのでしょう。

●日當施設担当部長 ありがとうございます。

まさしく、今回の特徴がこの二つに集約されているところでございまして、エネルギー

の効率的な利用、そして、災害拠点、環境教育機能の充実ということでございます。

エネルギーに関しましては、これまでのボイラーよりも高効率のボイラーを導入いたします。これまでは大気中に熱を捨てていたのですけれども、そこからたくさんとれるような高温、高圧のボイラーを導入して発電することになります。また、蒸気をたくさん作りまして、それを地域暖房に送ることになります。

そういったことで、環境負荷の低減やエネルギー転換に貢献していきたいと考えているところでございます。

●水澤委員 具体的に表現されないのですか。

●三浦施設建設担当課長 施設建設担当課長の三浦でございます。

今、エネルギー利用の観点でご意見がございましたが、数字的には、現在、5,000kwぐらいの発電能力でございますが、倍の1万1,000kwぐらいを予定しております。

また、熱供給に関しましては3倍の供給量でございますが、現在、戸建で大体1,700世帯ぐらいの供給エリアでございますけれども、今は大体20%か30%ぐらいのエネルギーしか送れておりません。そこで、80%から90%ぐらいは清掃工場の熱で賄えるよう、新しい工場の能力を上げていくことを考えてございます。

委員が今おっしゃったことは、例えば、もっとエリアを広げてということもお含みのお話かと思いますが、エリアを広げるところまでエネルギー供給ができるかは今後の検討とさせていただきますと思っておりまして、まずは現状のエネルギーバランスとして、清掃工場のエネルギーを最大限に活用していき、地域暖房に反映させることを現在では考えております。

●水澤委員 その辺について、具体的な絵を描いたらどうかということです。要するに、そういう能力があるという話でとまっていなくて、具体的に使う絵を描かれてはどうかということです。

●日當施設担当部長 今後は、そういったことも含めまして、アピールしていきたいと考えております。

●高野会長 岸本委員、お願いいたします。

●岸本委員 岸本でございます。

先ほど来、何名かの委員からご指摘がある対象候補地域の選定について、素人感覚でお伺いしたいのですが、西側、東側、南側の3候補地について、5ha以上必要だということですのでそれぞれ見たということですね。ところが、結局、東側や西側は面積が足りず、地勢的

に見ても、崖があるということもあって、なかなか難しいとおっしゃったわけですね。

その後、現行の清掃工場跡地はどうなりますかというご質問に対しまして、ここは市街化調整区域だということで、ぽんぽんと住宅地に変えられるということはなかなか難しいので、その後の用途はまだ決まっていないということでした。

そこで、質問があるのですけれども、西側はともかくとして、東側は、住宅地あるいは小学校との間の距離関係を考えると、素人考えとして、まず東側はどうなのかなと思うところがあるのです。その場合に、こういうことは無理なのかという質問をしたいと思います。

現行の工場を稼働させながら新しく工場をつくらなければいけないわけですから、技術的に難しいところがあるかもしれませんが、東側に部分部分で建設して、現行工場のうち新設した部分を閉鎖していくという形で、従前の土地あるいは施設を東側にずらしていくというやり方はとり得ないのですか。

なぜならば、現行の清掃工場の跡地が利用可能性という点でまだ見通しが立っていないのであればなおのこと、それから、技術的なことでわからないのですけれども、例えば、発電供給などで売りになるような新型の工場をつくる場合、発電供給施設や熱を伝えていくような施設などを同時に整備していくことになるのでしょうか。そうするならば、南側にあえていく必要が果たしてあるのかなと思うのです。

現行地を基盤に従前の土地を含みながら東側にずらしていくという案をそもそも考えられたのか、考えられたとして、あえて南側ではないとだめだと理由をできればご説明いただければ非常にありがたいと思います。

●高野会長 お願いいたします。

●三浦施設建設担当課長 施設建設担当課長の三浦でございます。

東側、西側の用地の選定と南側の用地の選定について説明を一旦させていただきましたが、現在、駒岡清掃工場が建っている用地の跡地利用について、先ほど来、ご質問をいただきましたが、ここについては30年後にまた工場を移転するという考え方がベースにございます。ですから、跡地利用につきましては、三十数年間の平面的な利用を考えることとなりますが、この部分については未定でございます。

清掃工場はおよそ30年という耐用年数となっておりますので、今回、南側に新用地を確保いたしまして、30年後には現駒岡清掃工場の位置に戻ってくるのが現段階の我々の計画でございます。

今計画しておりますのは600 tで、新工場は現行規模と同じだと説明させていただきましたが、最近のボイラーは、高温、高圧化でエネルギー回収効率を高めるということで、公害防止設備等の容量がだんだんふえているものですから、高温、高圧化することによって、ボイラー設備そのものが水平と垂直に高さや幅が広がっていくことがございます。

それから、公害防止設備については、現在、乾式のバグフィルターをつけてございますけれども、新施設についてはそのサイズや容量なども現行よりは大きくなることを見込まれます。

また、先ほど来ございましたけれども、西側は、崖地で、山を削った部分でございますし、東側につきましては、精進川が流れている川辺に向かっての崖地となっております、清掃工場と破砕工場を一体的に建設する計画の中では活用が難しいという判断をしたところでございます。

●岸本委員 それでは、今、いろいろヒアリング等を行っている町内会の方々は、跡地利用については未定であり、技術が革新することによって候補地がまた別に出てくる可能性が当然あるのでしょうかけれども、基本的には30年後はまた戻ってくるということをご理解されていると理解してよろしいですか。

●三浦施設建設担当課長 今、私が説明したことにつきましては、地元の2町内会の役員や町内会にお住まいの方とのいろいろな意見交換会の中で何度も説明させていただき、理解を得ているところでございます。

●高野会長 ほかにいかがですか。

●丸山（博）委員 丸山です。

実は、つい先日、駒岡小学校に自然ふれあい活動の行事の講師として行ってまいりました。ここは特別な学校で、自然環境豊かな中で、子育て、教育をしたいという子どもたちが通ってくる学校です。また、学校の裏に学校林という森林を持っておりまして、その中で活動を行っているという状況です。

今の皆様のご質問に関連して私からも1点質問をさせていただきます。

現在の敷地と新しく建つ敷地案の間の部分について確認をさせていただきたいと思えます。現在と今後の予定地に間があいていて、その右側の部分が破砕センターになっていますね。

きょうの資料の22番の画面を拝見いたしますと、A案では破砕センターが実線で囲われているのに対し、B案では実線がないのです。破砕センターの扱いについてももう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

ここに残るものなのか、残らないものなのか、なぜA案とB案で図面が違うのかについて確認したいと思います。また、もしご説明いただけるのであれば、破砕センターの左側はどのような用地になっているのかについてもご説明をいただきたいと思います。

●高野会長 お願いいたします。

●日當施設担当部長 破砕等施設につきましては、現在は駒岡清掃工場にあり、焼却施設と同時に、新たに破砕等の施設を建てる予定でございます。

先ほど話がありました上側にありますのは資源選別センターと言いまして、瓶・缶・ペットボトルの選別を行っている施設でございまして、これにつきましてはこの位置に残ります。左側の図では実線で書いてあって、右側の図では実線で書いていないということですが、これにつきましては、どちらも残りますので、表現上の間違いでございます。

●高野会長 資源選別センターの左側の用地はどういう状況ですか。

●三浦施設建設担当課長 現在の資源選別センターの西側、画面上では左側ですけれども、こちらの用地については、現在、計画に事業用地として含めておらず、民地でございます。

●丸山（博）委員 ありがとうございます。

すみません、発言の訂正をさせていただきます。

私が破砕センターと申し上げたのは、資源選別センターですね。大変失礼いたしました。

●高野会長 堀内委員、お願いいたします。

●堀内委員 11番の図面を出してください。

気になりましたのは、駒岡小学校がすぐ近接地だということです。この件について、保護者の方などが心配なさっている方がいないのかが1点です。

それから、今説明がありました資源選別センターは残されるとお聞きしたのですが、ここをうまく使って、事業用地をもう少しまとめて利用できる方法はないのか、この2点をお聞きいたします。

●高野会長 お願いいたします。

●三浦施設建設担当課長 今、委員から、駒岡小学校の学校関係者からのご意見はないかということですが、市に直接届いている意見はございません。

次に、駒岡資源選別センターの活用について、この土地の利用も含めた全体的な計画は考えられなかったのかというご指摘かと思いますが、駒岡資源選別センターにつきましては、平成10年ごろに稼働したもので、稼働する期間がまだ残ってございます。

なおかつ、こちらの清掃工場については、ご存じのように、ごみを燃やす施設でございます。付随する破砕工場については、大型ごみなどを破砕して、燃やしやすいようにするという性格のものでございます。駒岡資源選別センターにつきましては、清掃施設であり

ますが、集められた資源ごみを選別する施設ということで、性格を異にするところもございまして、一体的に計画するというのは、時期が合えば考えられたのかと思いますが、建設時期が違いまして、今回は清掃工場と破砕工場の計画ということで立ててございます。

●高野会長 よろしいでしょうか。

●堀内委員 もう1点お聞きいたします。

東西、南側まで候補用地の検討をされたということですが、北側の保養センターのあるあたりについて、私は現地を直接見ていないので地形がどうなのかよくわからないのですが、その点は検討されたのでしょうか。

●三浦施設建設担当課長 現工場の北側の位置での配置でございますが、北側には、現在、駒岡町内会の住民の方が既にお住まいの場所があります。そこが集落的になってございまして、そこまで変更するという計画は検討してございません。

●堀内委員 わかりました。

●高野会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

今後の都市計画審議会との関係は、次はどのようになりますでしょうか。

●日當施設担当部長 今回は構想段階評価ということで、お話をいろいろとお伺いし、参考とさせていただく部分は参考とさせていただきます。また、環境影響評価手続も進め、平成29年から30年ぐらいにまとめて、諮問させていただき、都市計画決定していただくこととなりますので、そのころにまたご説明させていただくことになると思います。

●高野会長 環境影響評価も終えた段階でということですね。

●日當施設担当部長 環境影響評価と期を同一にしてご説明させていただくことになるかと思えます。

●高野会長 あと2年後ぐらいに事前説明あるいは諮問という手続になるということでございます。

本件についてほかに何かございますでしょうか。

●丸山（秀）委員 市議会議員の丸山でございます。

今、候補地になっている用地のほうが取得しやすいという考え方もあるのでしょうか。先ほど岸本委員がおっしゃっていたことは、個人的にいい視点だなというか、私もそのように思うのです。既存の施設を壊して、次に新しい施設ができる30年後まで寝かしておかなければならないという状況は、時間的なこともそうですし、検討が必要なのではないのでしょうか。

例えば、東側と西側も含めてかもしれないのですが、大きなくくりの中でこの地域をそういう場所にするというような考え方で施設の位置をローリングし、その一帯をうまくつくっていくというような考え方もあるのではないのでしょうか。それも地権者があれば難しい問題なのかもしれないのですが、そういったようなことを考えてもいいのではないかと思います。そのことについてどう思われますでしょうか。

もう一つは、規模が大きくなり、危険性も当然出てくると思いますが、それへの安全対策についてです。災害拠点になるというのはわかったのですが、逆に言えば災害を受けやすい場所になるということの認識と対策についてはどういふものなのか、お聞かせいただければと思います。

●日當施設担当部長 先ほど説明させていただきましたけれども、南側に清掃工場が建った後、現在の駒岡清掃工場の跡地については、将来、新しく建てた清掃工場が老朽化したときの新たな建設用地として確保しておきます。その間の土地の有効活用につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、今後検討させていただきたいと思っております。ただ、このあいた土地に物は建てられないにしても、有効活用する方法については、今後検討させていただきたいと考えております。

●三浦施設建設担当課長 若干補足させていただきます。

今、委員がおっしゃったのは、東側と西側を含めて一体的な土地の利活用ができなかったのか、そういう検討はなかったのかということかと思えます。

実は、清掃工場と破碎工場の2カ所の施設を一体的に建設することが事業の一番大きな目的でございます。それに照らし合わせますと、西側の用地につきましては清掃工場1カ所を建てるのもぎりぎりぐらいでございます。

例えば、西側に清掃工場、東側に破碎工場という考え方もスペース的にはできなくはありません。しかし、清掃工場と破碎工場を離してしまいますと、日々ごみを運んでこられる一般市民の方もいる中で、非常にわかりづらくなるということがあります。そして、蒸気、ユーティリティー用のエネルギー、熱、電気を送るにしても、施設が離れてしまうということでは、新施設を建てても一体的な運用が難しくなります。

そこで、今回は、西側にしましても東側にしましても、清掃工場、破碎工場を同時におさめることが難しかったということで、現在の南側の位置に到達いたしました。

●高野会長 ご質問の趣旨は、現清掃工場の敷地と東側を使って、例えば破碎施設だけを東側に一時的に移しておいてというようなことでしたね。

●丸山（秀）委員 土地の有効活用という考え方からいくと、今ある工場を起点として物を考えた場合、南側は距離があります。間にセンターが入っていますけれども、センターの隣も含めて東側というくくり、そのエリアという考え方でいけば、うまく循環しながら土地を有効活用できないのかなと思うのです。このように、移動して移動してという土地の使い方が本当に適正なやり方なのか、どうも疑問が残るのです。

土地が取得しやすいのか、しにくいのかと言ったのにはそういうことがあり、そうでないのなら、そのエリアの中で工場をうまく回していくというような考え方ができないのかなというように思ったのです。

●高野会長 ご質問の趣旨としてはこういうことです。

●三浦施設建設担当課長 順番は別にして、東側に部分的に施設を新築して、現有の土地の中にスペースを新たにつくって新清掃工場などを建てるプランはできなかったということでございます。

先ほど来のご説明の中にもございましたが、エネルギー効率を上げていくということで、同じ600 t 規模ですと、建築面積等は今の高効率化するプラントのほうがふえていきます。ですから、スライドの図の駒岡の「岡」と工場の「場」の字の間の辺りに破碎工場がございましたが、これを解体して、横にずらしましても、生まれたスペースに新しい清掃工場を建てることは難しいと考えております。

そういった意味では、今、委員がおっしゃったような、施設のローテーションをしながらの建てかえはなかなか困難であるということが検討した結果です。

●高野会長 もう一つ、南側にする場合の安全対策というお話がございました。

●三浦施設建設担当課長 新施設は大型になっていき、危険性も増すのではないかとのご質問でございます。

現工場は30年前に建ったものでございますが、新しい施設につきましては、機器等の安全性や効率性などは当然向上してございますので、大型化したから危険性が増すというものでもございません。ただ、その辺については、今後の検討の中で十分考えてまいりたいと思っております。

それから、災害拠点としての活用をうたってございますけれども、東北3県の地震でありましたように、全電源を喪失してしまうと、今の清掃工場は動かなくなります。そこで、環境省が示しているこれからの廃棄物処理施設、特に清掃工場は、そういったものを見直

して、災害時には人の防災拠点として使えるよう、これについては強靱化とも言うておりますけれども、考慮するという事もお出しておりますので、安全性、災害時の防災拠点としての機能なども十分考えてまいりたいと思っております。危険性については「ない」という事を回答させていただきたいと思っております。

●高野会長 ないということではないのしょうけれども、以前に増して高くなるということではないということですね。それについては今後の検討の中で議論を進めていただくことになると思います。

ほかに何かありますか。

●丸山（博）委員 丸山です。

スライドの19画面について質問したいと思います。

今お話が出ていた災害拠点のほか、もう一つに環境教育機能がございます。体験型の環境教育の場となる機能の充実を検討ということですが、充実というのはどのような方向性で、どのようなイメージで検討されているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

●三浦施設建設担当課長 今、委員よりいただきました体験型の環境教育の場の機能の充実についてうたっておりますが、清掃工場につきましては、小学校4年生かと思っておりますが、市内の小学校では清掃工場もしくはリサイクル施設の見学が行われております。

体験型ということですが、現在、清掃工場については見学が中心になってございます。ですから、小学校4年生が見たときも、「こんなにゴミがあるのだね」というような印象で終わってしまう傾向がございます。そこで、ゴミを少なくするために何が必要であるか、例えばこういった施設がなぜ必要であるかなどを積極的にアピールできるものも考えていきたいと思っております。現在、基本構想、基本計画を立てる中で更に具体化していきたいというところでございます。

ここでは字だけの表現になってございますが、今後の検討の中で考えていきたいと思っております。

●丸山（博）委員 丸山です。

ご説明ありがとうございました。

ただしということでもさらに述べさせていただきますが、19番の方向性としては事業の方向性となっていて、その中の二つの大きな柱の二つ目として、災害拠点、環境教育の機能を挙げているわけですから、これらについてかなり具体性を持って示していくということでも今後の市民の納得も高まっていくのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。ありがとうございます。

●高野会長 ありがとうございます。

いろいろとご意見を頂戴したかと思えますけれども、本件については以上でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●高野会長 ありがとうございます。

それでは、本件については以上とさせていただきます。

ここで、休憩を挟みたいと思います。

10分間の休憩を頂戴しまして、45分に開始させていただきます。よろしく願いいたします。

[休 憩]

●高野会長 時間になりましたので、審議を再開させていただきます。

◎都市マス等見直しについて

●高野会長 都市マス等見直しの審議に当たりましては追加の資料配付がございましたので、これについてご説明を頂戴いたします。

●事務局(小泉調整担当課長) 事務局からです。

冒頭で、札幌市都市計画マスタープラン等の見直しに係る資料のうち、A3判の「都市再開発方針見直し骨子案について」の配付資料のお話をさせていただきましたが、改めてもう一部を配付させていただいています。

「札幌市都市計画マスタープラン等見直し検討部会の検討状況について(骨子案報告)」というA4判の資料がまとまって机の上にあると思います。この二つの資料により、これから説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

●高野会長 ありがとうございます。

それでは、本日最後の議題でございます。

関連説明案件第2号の札幌市都市計画マスタープラン等見直し検討部会の検討状況についての報告ということで進めたいと思います。

ここから小林英嗣部会長にご参加いただくことになってございます。

小林部会長におかれましては、平成12年から23年におきまして札幌市都市計画審議会にも参加されておられまして、数々のいろいろな札幌市の都市計画にかかわっておられます。

小林部会長におかれましては、今後これらの都市計画マスタープラン等の見直しについてご報告等を行う際に、ご出席、ご説明をいただく予定になっておりますので、ご紹介を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、都市マス等の見直しについて事務局からご説明を頂戴いたします。

●村瀬都市計画課長 都市計画課長の村瀬でございます。

これより、関連説明第2号の札幌市都市計画マスタープラン等見直し検討部会の検討状況につきましてご説明をさせていただきます。

前回の都市計画審議会におきましては、昨年度から検討を重ねてきた都市計画マスタープラン、立地適正化計画、都市再開発方針の検討状況につきまして中間報告をさせていただきました。

このたび、都市計画マスタープランにつきましては骨子案を取りまとめたところでございますので、本日はA3判の資料を用いてご説明したいと思います。

まず、A3判の関係資料①「札幌市都市計画マスタープランの見直し骨子案について」をごらんください。関連説明第2号、関係資料①と右肩に振ってある資料になります。

まず、1の都市計画マスタープラン策定の目的でございますが、そこに書いてありますとおり、札幌市の目指すべき都市の将来像の実現に向けた取り組みの方向性を全市的視点から整理し、都市づくりの総合性、一体性を確保するとともに、今後の協働の都市づくりを推進する一助にすることとしております。

次に、2の計画の構成についてご説明いたします。

都市計画マスタープランは、大きく分けると、「都市づくりの理念・基本目標」、「都市づくりの施策の方向性」、実現に向けた「体制・進め方」といった三つの枠組みで構成されています。

都市づくりの理念・基本目標では、今後、重視すべき観点や都市づくりの理念・基本目標など、都市づくりの基本的な考え方を整理しております。

都市づくりの施策の方向性では、土地利用、交通、みどり、エネルギーなどの部門別の基本方針、施策の方向性とそれぞれがかかわり合う総合的な施策の方向性を整理しております。

そして、実現に向けた体制・進め方では、今後の都市づくりを展開していくための市民・企業・行政が担う役割や進め方を整理しております。

次に、3の計画の前提についてでございます。

都市計画マスタープランは、おおむね20年後の将来を見据えた計画とすることを基本としておりまして、目標年次を平成47年、西暦2035年としております。

この目標年次における将来人口については182万人と想定しており、計画の対象区域は本市の行政区域でございます。

次に、4の都市づくりの理念・基本目標についてでございます。

(1)札幌の都市づくりに関する現状・課題につきましては、資料の左下に抜粋で記載しておりますが、人口減少や高齢化、環境やエネルギーを初めとするさまざまな視点における課題などがございます。

次に、右側に行きまして(2)新たな視点を考慮した今後重視すべき観点についてでございます。

今回の見直しにおきましては、計画の前提となるまちづくり戦略ビジョンや、現状・課題、これまでの都市づくりの変遷などを踏まえ、資料右上のオレンジ色の枠にございますように、新たな価値を創造し、成熟社会を支える都市づくりを初めとする5点を整理しております。

続いて、(3)都市づくりの理念についてでございます。

現行の都市計画マスタープランで掲げております「持続可能なコンパクト・シティ」の概念を踏襲するとともに、まちづくり戦略ビジョンで掲げております「S・L・I・M City Sapporo」をさらに進めるため、EveryoneやEconomy、Energyといったさまざまな「E」を表現する「Es」を新たにつけ加えまして、「S・M・I・L・Es City Sapporo」と整理いたしました。

続いて、(4)都市づくりの基本目標についてでございます。

資料右下にまとめておりますが、都市づくり全体につきましては、「世界都市」、「コンパクトな都市」、「札幌らしいライフスタイルが実現できる都市」、「低炭素都市」、「安全・安心な都市」の五つを目標とし、身近な地域につきましては、「多様な協働による地域の取り組みの連鎖」を目標としています。

次のページをごらんください。

次に、5の都市づくりの施策の方向性についてでございます。

都市づくりの基本目標を実現する取り組みとして、土地利用、交通、みどり、エネルギーといった部門ごとに基本方針や施策の方向性を示したものを記載しております。

土地利用につきましては、市街地、都心、地域交流拠点、市街地の外といった市街地類型ごとの施策の方向性を示しております。

交通につきましては、公共交通ネットワーク、道路ネットワーク、右側に行きまして、広域的な交通ネットワーク、地域特性に応じた交通体系の構築について施策の方向性を示しております。

みどりにつきましては、市街地のみどりと市街地の外のみどりについて施策の方向性を示しております。

また、エネルギーにつきましては、今回の見直しで新たに盛り込んだ部門となりますが、効率的なエネルギーの面的利用の推進と再生可能エネルギーの活用について施策の方向性を示しております。

次のページをごらんください。

次に、6の総合的な施策の方向性についてでございます。

前のページにおきまして、部門ごとの施策の方向性を整理しておりますが、分野横断的な連携によりまして戦略的に取り組むべき施策を図のように整理しております。

一つ目の「経済成長と低環境負荷の実現を支える都心機能の強化」では、世界をリードする環境配慮型のモデル地区の形成や持続的発展を支える民間活力の活用と柔軟なマネジメント体制の構築などを進めることとしております。

二つ目の「多様な交流を支える交流拠点の充実・強化」では、各拠点の特性に応じて優

先度を考慮した都市開発の誘導と基盤整備などを行うこととしております。

三つ目の「多様な住まい方を支える魅力ある市街地の実現」では、集合型の居住機能の集積や歩きやすさを重視した歩行者環境の整備などによる高密度で質の高い住宅市街地の形成を進めることとしております。

四つ目の「地域特性に応じた住宅地の質の維持・向上」では、小学校への機能複合化を初めとした郊外住宅地の魅力向上に資する総合的な取り組みなどを推進することとしております。

五つ目の「市街地の外の自然環境の保全と活用」では、例えば、モエレ沼公園などの高次機能交流拠点周辺の土地利用の限定的な許容と景観への配慮などの取り組みを進めることとしております。

次に、右側の7の施策の実現に向けた体制・進め方でございます。

これからの都市づくりにおきましては、人口減少や少子高齢化を踏まえまして、既存の市街地や都市基盤施設を再生、活用しながら、きめ細かな取り組みを積み重ねていくことが重要でありまして、地域住民などの主体的な取り組みを行政が支援しながら、市民・企業・行政などの協働により推進していくこととしております。

最後に、策定スケジュールでございます。

本日、ご報告しております骨子案は、昨日の22日から開催しておりますパネル展で市民に向けて公表しているほか、8月2日にはワークショップを開催いたします。当審議会やパネル展などで得られた意見を反映させながら、9月ごろに計画素案を作成いたします。その後、内容の熟度を高めながら計画案を取りまとめ、1月にパブリックコメントを実施し、これを踏まえた最終案を3月の都市計画審議会へ提示し、策定という流れで進めていく予定でございます。

簡単でございますが、以上が見直し骨子案についてのご説明でございます。

続きまして、立地適正化計画の策定についてでございます。

A3判の関連説明第2号の関係資料③をごらんください。

まず初めに、制度の概要についてでございます。

立地適正化計画は、平成26年8月に施行されました都市再生特別措置法の一部改正により市町村が策定できることが可能となったものでございます。この計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされ、おおむね20年後の都市像を展望して策定するものとして位置づけられております。

都市全体の観点から、居住機能と医療、福祉、商業、行政などの都市機能を誘導するための区域をそれぞれ定めるとともに、各区域に応じた施策や都市機能誘導区域につきましては、誘導施設を記載するという計画となっております。

資料に計画のイメージ図を掲載しております。

薄緑色の立地適正化計画区域のうち、青色で示しております居住を誘導する居住誘導区域を定め、さらに居住誘導区域の内側に、医療、福祉、商業、行政などの機能を誘導する

都市機能誘導区域を定めるものとなっております。

(2) では、この計画を策定した場合の届け出について記載しております。

居住誘導区域を定めることによりまして、居住誘導区域外における一定規模以上の住宅の建築を目的とした開発行為や建築行為につきまして事前届け出が必要になるほか、都市機能誘導区域や誘導施設を定めることによりまして、都市機能誘導区域外における誘導施設を有する建築物の開発行為や建築行為につきまして事前届け出が必要になります。

続きまして、(3) の支援措置についてでございます。

都市の再構築に向けた国の支援制度が拡充されており、この計画の策定によりまして、都市機能立地支援事業や都市再構築戦略事業などによる国からの支援を受けることが可能となっております。

次に、資料右側の2の札幌市の現況についてでございます。

上段左側の棒グラフでございますが、平成27年の194万人という人口が20年後の平成47年には182万人になり、世代別に見ると、年少人口や生産年齢人口の減少が続く一方、老年人口が増加するといった予測がされています。

その右側には、世帯数の推移表を示しております。

平成22年と平成47年を比較すると、一般世帯数は同レベルであるのに対し、高齢単身世帯数は8万2,000世帯から13万9,000世帯と、1.7倍に増加すると予想されております。

次に、3の人口の動向についてでございます。

資料右側の中段の図は、条丁目ごとに平成12年から平成22年までの人口動態を整理した結果でございます。赤色は人口が増加している地区、青色が減少している地区で、全体的に見ますと、各地区で人口の増減が見られております。特に人口増加があった特徴的な地区を黄色線で囲んでおります。これらは3地区ほどありますが、一つ目が中央区、二つ目が平成11年に地下鉄が開業した宮の沢地区、三つ目が屯田、南あいの里、手稲明日風といった郊外の新規開発地でございます。

この結果を世代別に見てみますと、生産年齢人口につきましては、年少人口や老年人口と比較しまして、中央区や地下鉄沿線などに多く集まる傾向が見られております。

年少人口は単独では移動しないことから、ファミリー層として取り扱いますと、ファミリー層や高齢者は、比較的、郊外部に多く集まる傾向があり、年齢や家族構成により居住地選択の特徴の違いが見られております。

裏に移ります。

4の人口ということで、将来推計でございます。

平成22年から平成42年の人口について将来推計を行い、その人口密度と人口増減率を図に示しております。その結果、資料上段の人口密度については大きな変化は見られないものの、その下に示しております人口増減率におきましては、中央区の一極集中が顕著であり、地下鉄駅周辺などの利便性が高い地域におきましても、黄色の楕円で囲んだとおり、今後、人口減少が進む地域があると推計されております。

続きまして、資料の右側の図は、5の土地利用の状況です。

図にありますとおり、一定規模以上の低未利用地は市内に一様に存在している状況がわかるとおもいます。

6の居住誘導の基本的な考え方につきましては、これまで説明した内容を整理したものをまとめております。

まず、地下鉄駅周辺などの交通利便性の高いエリアである中心部におきましては、人口密度の維持、増加を図るため、土地の高度利用を基本とした集合型の居住機能が集積することを目指して、中心部を居住誘導区域として定めることについて、現在、検討を進めております。

一方、郊外部におきましては、居住誘導区域への設定は行いませんが、生活利便機能や生活交通を確保しつつ、持続的なコミュニティや魅力ある住宅地の形成を目指し、法に定められた区域ではありませんが、(仮称)居住ストック活用区域の設定を考えております。

続きまして、3枚目でございます。

まず、都市機能誘導区域と誘導施設の設定でございます。

資料左側の上段の4項目を着目点として整理しております。

その下の8に、居住誘導区域内の、市民生活を支える上で必要な機能の立地状況について示しております。医療施設、商業施設、福祉施設、子育て関連施設について、立地状況を確認しております。その中から抜粋して、内科を備えた診療所と商業施設の立地状況を中段に示しております。

青色の線は現段階で想定している居住誘導区域のおおむねのエリアでございます。

この結果、居住誘導区域内におきましては、下段の表にまとめているとおり、医療、商業、福祉、子育て関連の施設といった生活利便機能につきましては、ほぼ徒歩圏に立地しており、誘導施設として位置づける必要はないのではと考えております。

次に、資料の右側に移りまして、公共サービス機能でございます。

そこにありますように、本市を取り巻く状況や求められる視点、市有建築物の配置基本方針にあるような今後の公共施設のあり方を踏まえ、多くの市民が利用する公共施設を誘導施設として地域交流拠点などに設定することを考えております。

最後に、9の現時点における区域設定の基本的な考え方及び誘導施設の設定についてでございます。

図にありますとおり、居住誘導区域は集合型の居住機能が集積する区域でございますが、青色で示している区域でございます。次に、都市機能誘導区域につきましては、都心と地域交流拠点を示しております。郊外部におきましては、(仮称)居住ストック活用区域として、緑色で示している区域を定める方向で整理を進めております。

一番下の表をごらんください。

誘導施設は、地域交流拠点におきましては、適切な公共サービス提供を目指し、多くの市民が利用する公共施設を設定し、さらに、都心におきましては、拠点に上乘せする形で、

国際競争力の向上に資する高次都市機能施設や教育文化施設などを設定することを検討中
でございます。

以上が、札幌市立地適正化計画の策定についてのご報告でございます。

続きまして、再開発方針についてでございます。

●阿部事業推進担当部長 都市局事業推進担当部長の阿部でございます。

続きまして、都市再開発方針の見直し状況につきまして、骨子案の概要を報告いたしま
す。

右上に関連説明第2号の関係資料⑤と書いてある資料の1ページをごらんください。

前回の中間報告では、再開発方針の概要と再開発方針の方向性、地区指定の検討状況に
ついてご説明させていただきました。

1ページと2ページにお示ししました第1章、第2章、第3章については、前回説明し
ました内容とおおむね変更がございませんので、大半の説明を割愛させていただきますが、
1ページの右側の見直しの視点では、再開発の定義を記載しておりますので、この考え方
について説明させていただきます。

なお、右下の「現行の再開発方針の再開発の定義」の記載に誤りがありましたので、本
日の資料として修正版を再配付させていただいております。ご了承ください。

資料に記載してあります現行の再開発方針の定義では、「市街地再開発事業を初め、地
区計画などの規制誘導や地域主体のまちづくり活動など、さまざまな手だてを講じること
により、その環境改善を図るといった幅広い意味での再開発」としておりましたが、今回
の見直しでは、誘導を図るべき取り組みをより明確にするため、再開発の定義を、「都市
機能の向上や既成市街地のさまざまな課題を解決するために行う市街地再開発事業や優良
建築物等整備事業、土地区画整理事業を初めとする市民・企業・行政の連携による都市空
間整備」と設定し、また、地区計画などの規制誘導策や地域主体のまちづくり活動などの
多種多様な手法も再開発方針で掲げる再開発の目標実現に向けた取り組みに含むものと
しております。

次に、2ページをごらんください。

2ページでは、前回ご説明いたしました再開発の目標と個別の方向性を示してありま
すが、内容に変更がありませんので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、3ページをごらんください。

ここでは、計画的な再開発が必要な市街地として、1号市街地の地区指定の考え方、地
区画定基準、地区の画定までを示しております。

1号市街地の画定に当たっては、再開発の目標から「都市戦略の視点」と「都市改善の
視点」に分けて地区の画定を行うこととしており、都市戦略の視点として、左上の画定図
①、都市改善の視点として左下の画定図②と画定図③がございますが、画定図③につつま
しては、災害危険度判定結果をもとに地区の危険性を検証した結果、再開発で対応すべき

地区としては抽出されておられませんので、図はございません。

画定図①は、まちづくり戦略ビジョンに位置づけがあり、再開発の目標を実現する上で特に効果が大きい地区としまして、複合型高度利用市街地、都心、地域交流拠点を抽出したものでございます。

次に、画定図②は、地域と行政が課題を共有し、過去に計画を策定している、もしくは、策定する予定がある地区として、苗穂駅周辺地区、篠路駅周辺地区、J R 白石駅周辺地区、大谷地流通業務団地地区、新さっぽろ駅周辺地区、真駒内駅前地区の6地区を抽出したものでございます。これらの画定図①と画定図②を重ね合わせたものが右の図で、1号市街地の範囲でございます。

次のページをごらんください。

ここでは、整備促進地区及び2号地区の地区指定の考え方、地区画定基準、地区の画定までを示しております。

地区指定の考え方としましては、「まちづくりの熟度に応じたステップアップ型」と「政策誘導型」という二つの視点がございますが、初めに、これまでのまちづくりの誘導手法でもありますステップアップ型地区についてご説明申し上げます。

左側に記載しておりますステップアップ型地区は、地域の取り組みや実情に応じてまちづくりを支援するという考え方のもと、地区を総合的に評価し、重点的に再開発の誘導を図るべき地区を整備促進地区に、整備促進地区のうち、再開発への熟度が高まった地区を2号地区として位置づけるものでございます。

整備促進地区画定の判断基準となる総合評価の対象地区としましては、現行の再開発方針で2号地区に位置づけられており、引き続き、整備手法や必要性等を検討する必要がある地区、現行再開発方針で整備促進地区に位置づけられている地区、また、前回の再開発方針策定以降、計画策定の動きなどがある地区としております。

その中でも、地域ニーズとして、今後、再開発の動きが高まる可能性のある地区や、都市整備上の課題として、土地利用転換や市街地の分断解消の誘導を図るべき地区、戦略的視点として、まちづくり戦略ビジョンで位置づけの高い地区などを総合的に判断し、整備促進地区を画定いたしました。

総合評価の結果、整備促進地区には、都心、苗穂、新さっぽろ、篠路、琴似、真駒内、大谷地流通業務団地を位置づけ、また、まちづくりの熟度が高く、具体の検討が進められている都心、苗穂、新さっぽろ、篠路については2号地区に位置づけております。

続いて、右側に記載しております政策誘導型地区についてご説明いたします。

政策誘導型は、今回の見直しにおける新たな視点として、まちづくりに貢献する取り組みを戦略的に支援するという考えのもと、公共貢献を戦略的に誘導したい地区を整備促進地区に、さらに、誘導したい公共貢献が明確な地区については2号地区に位置づけるものでございます。

まちづくり戦略ビジョンにおいて、再開発に求められる公共貢献はさまざま掲げられて

おりますが、整備促進地区としては、再開発の支援が想定できる地区として、地域交流拠点、地下鉄駅周辺、都心を位置づけました。また、中でも地下鉄駅周辺と都心では、誘導すべき公共貢献の取り組みが明確であることから、2号地区に位置づけました。

具体的な公共貢献の内容としましては、地下鉄駅周辺での地下接続におけるエレベーターやエスカレーターの設置、駅前通沿道でのチ・カ・ホへの広幅員接続などを想定しております。

この2号地区の狙いとしましては、札幌市が、「どこで」、「何を」公共貢献として求めているのかを明確に打ち出し、支援することで、民間事業者と行政が連携して市の施策の実現を図っていくというものであります。

左の図のステップアップ型地区と右の図の政策誘導型地区を重ね合わせたものが最終的な再開発方針の整備促進地区及び2号地区であり、次のページにこれらを重ね合わせたものを示してございます。

次のページをごらんください。

5ページは、これまでに検討した結果の全体像になります。

ここで位置づけた整備促進地区、2号地区については、次回の都市計画審議会にお示しいたします再開発方針の素案で、地区の目標などを個別にお示しする予定でございます。

以上がこれまでの検討をもとに取りまとめた都市再開発方針の骨子案となっております。

今後は、7月2日に行われました第9回の検討部会でいただいた意見や本日いただきます意見をもとに、各地区の個別目標を含む素案の策定作業を進め、9月の都市計画審議会に都市計画マスタープランとあわせまして報告させていただく予定でございます。

以上で、札幌市都市再開発方針の見直しについての骨子案の報告を終わらせていただきます。

●高野会長 続きまして、小林部会長からご説明を頂戴したいと思います。

●小林部会長 この説明が2回目だと伺っていますので、委員の方は、概略、全体の関係、内容等についてご理解されている部分が多いと思いますので、要約して申し上げます。

まず、1番目にご説明をいただいた都市計画マスタープラン、そして、3番目にご説明をいただいた都市再開発方針の見直しは、両方とも見直しと書いてあります。都市計画マスタープランは、平成16年、2004年に最初のマスタープランをつくりました。同じ年に、その前の再開発方針を見直しています。ですから、10年がたち、社会状況あるいは市民の意識等を含めながら、都市計画マスタープランを見直しています。

そして、2番目にご説明をいただいた立地適正化計画は、札幌では初めてです。というのは、全国各都市で人口減少していくことは皆さんも十分にご承知かと思いますが、去年に法律が変わって、都市全体をサステナブルにしていくことになります。

これまでの都市計画では、人口がふえていくため、どういうふうに合理的かつ秩序ある

まちにするかを考えてきました。しかし、人口が減っていく、あるいは、増田レポートで「消滅」という言葉も使うようになって、日本の国土あるいは都市の姿、形がかなりドラスティックに変わってきます。そこで、税負担を含めて、次の世代でその都市に住む人がその都市をうまく使っていけるような方針として見直していくのが我々の世代に問われていまして、それが立地適正化計画でございます。

次に、都市計画マスタープランと再開発方針と立地適正化計画の特徴と関係を申し上げます。

10年前の都市計画マスタープランは、簡単に言うと、札幌の都市をこれ以上広げないということでした。つまり、都市計画的にこういう方針でやりますと決めると、道路、下水、水道、公園等をきちんと整備し続けていかなければいけないという義務が出てきます。しかし、人口が減っていくことはそのころから自明になっていましたので、我々の世代が快適に住むにはふやしたほうがいいのかという意見の方もいらっしゃるけれども、自分たちの子どもや孫の世代になったときに、ふやしたエリアの公共施設である道路、公園、下水施設を市のお金イコール市民の税金で賄っていかなければいけなくなりますので、そういう余計な負担を子どもたちに強いるのはいかなるものかということが基本的な観点としてありました。そのため、その時点では市街地をふやさない、中を高度に利用していく、つまり、既存の都市施設を最大限活用していこうというのが我々の世代の知恵ではないだろうかということを決めました。

そこで、今見直しをしている骨格は何かというと、そういうふうには郊外へどんどんと伸ばしていくことをやめるという方針でしたが、これから少子化や高齢化等が進んでいき、公共施設などの建物も古くなっていきます。ですから、もう少し賢く今あるまちを使っていくためには、どこのエリアをより人が住みやすくするのか、あるいは、使いやすくするのかを決めていかなければいけないし、実行していかなければいけません、それがマスタープランの骨子のご説明にあったわけです。

ですから、ワイズに考えていくという骨格はどういう視点で考えなければいけないかというと、都市は人が動き回る場所、そして、食べる物も含めて物を効率的に動かさなければいけません。それを総称してモビリティと言いますが、モビリティをきちんとマネジメントしていくということで、全てが自家用車に依存していくという方向ではないということです。サステナブル、低炭素化を志向する社会がグローバルスタンダードになりつつあるわけで、そうしたときにモビリティマネジメントをどうするのかです。

札幌が持っている公共交通である電車と地下鉄に加えて、バス等もあります。また、新しいモビリティツールも考えなければいけません、それをどうというふうにするかが都市計画マスタープランの見直しに出てくる一つの柱です。

それから、2番目にエネルギーです。

秋元さんが市長になってから、スマートシティキャンペーンといって、電力を賢く使いましょうということも含めて、やり始めました。エネルギーについては、先ほどお話しし

たように、どんどんと使い続けていくと地球に負荷をかけ過ぎるわけです。ですから、ワズなエネルギーの利用を考えなければいけません。それが二つ目の柱です。

それから、マスタープラン見直しの骨格の6の、総合的施策の方向性です。より住みやすく、より低炭素で、より賢い生活ができるような拠点をどこにするかは、札幌市が長期総合計画をつくってからずっと考えてきました。しかし、それはそういうふうに指定しただけで、それを本当に実現するという窓口もなかったし、施策も不足していました。

ですから、6の総合的施策に示しているように、幾つかの柱がありますけれども、ここを拠点にしながら住民の生活の利便性を高めていきましょう、そのためには、どういう施策を明快に示しながらそれを実現していくかということがマスタープランの見直しのもう一つの柱です。

そういうものを実現するときに、たまたま立地適正化の法律が変わりました。今お話ししたような札幌の幾つかの柱を実現していくわけですが、その制度改正により、国の補助金等も利用できるような状態になってきたのです。そこで、立地適正化計画をつくりましょうということになって、今、都市計画マスタープランを実現する計画として策定しているわけです。

立地適正化計画というのは、本来は、先ほどお話ししました増田レポートで出ているように、20万人や30万人と、人口が極度に減っていく地方都市を主な念頭に置いた制度なわけです。ところが、札幌は、現在、190万人の政令市です。政令市で立地適正化をつくっていくということは非常に珍しいのです。冒頭に申し上げました20万人、30万人と減る地方都市の立地適正化計画のシナリオというのは、いわゆるコンパクト・シティにしましょうという柱があるのです。つまり、土地利用をもっとコンパクトにしましょうということなのです。

しかし、札幌では、冒頭に申し上げましたように、10年前にこれ以上拡大しないとしてきたわけです。ですから、政令市である札幌で立地適正化計画を進めていく骨格は何かというと、関連資料③の1ページに赤字で書いてある都市機能誘導になるわけです。つまり、これから高齢化が進行する、あるいは、人口が減っていき、今までの我々の生活を支えていく機能はかなり分散的に存在してしまいます。しかし、それをより集約化して、我々の生活、あるいは、将来の子どもたちの生活をいいものにしていくためにどういう機能をどこに誘導していくのが問題となります。これは行政が誘導するのがありますし、民間の事業者が計画して誘導していくこともあります。それが政令市の立地適正化計画、つまり、札幌の計画のみそでして、それが都市機能誘導区域にあらわれていると思ってください。

都市機能誘導区域は、都市計画マスタープランに総合的施策の方向性の幾つかの拠点が書いてありますが、そこに立地適正化計画を当てはめた都市機能誘導を進めていきましょうということで、これが合わせわざで議論している背景です。

それを民間で実現していくわけですが、制度として、再開発法という法律があります。再開発法は、自治体のお金も入りますけれども、民間の力でやります。そこで、今までお

話ししたように、都市計画マスタープランの方向性と立地適正化計画をより民間が実現しやすいように、あるいは、民間の開発に公共的な性格を持たせ、より市民が使いやすいスペース、あるいは、エネルギーに対して十分配慮するような施策をあわせてやってくださいというふうに意識してつくっているのが、今の再開発方針の見直しでございます。

三役そろい踏みで議論する機会は、多分、これからしばらくないと思うのです。そういう意味で、自分たちの生活に加えて、将来の子どもや孫など、次の世代の人たちが使いやすく、かつ、余計なコスト負担をかけないようにするワイズな札幌にしていこうというのが、今議論されているものの底辺にあるとお考えください。

部会には、都市計画審議会のメンバーが4人入って、それ以外にエネルギー・都市計画の専門の方と私が入って、計6人で構成し、議論していきまして、そのあらすじが事務局から説明されたということです。

●高野会長 ご説明ありがとうございました。

今、三つについてそれぞれございました。また、ご説明はなかったのですが、それぞれに骨子案の報告もついてございます。

どの点からでも結構でございますので、ご意見やご質問を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

●水澤委員 水澤です。

最初の都市計画マスタープランの見直しの骨子案の1に、「今後の協働の都市づくりを推進する一助とする」という表現があるのですが、具体的に協働の都市づくりのことが書かれているところとしては、2の計画の構成の3に、「市民・企業・行政のそれぞれの役割分担を整理します」というようなことがあります。もしくは、右側の身近な地域の中で「多様な協働による地域の取り組みの連鎖」という表現があります。もしくは、次のページの7に「施策の実現に向けた体制・進め方」とありますが、正直に言って、協働の具体的な中身がわかりません。

役割分担として、企業はわかります。先ほど説明があったように、民間企業の力をかりるという意味はわかりますけれども、市民を含めた協働は一体何を指されているのでしょうか。どちらかという、協働というよりも市民参加を言われているのか、協働の具体的な中身がわからないということです。

また、7にコミュニティ活動と書かれてありますね。最近、コミュニティ活動という表現が何を指しているのかわかりません。従来の町内会を指してコミュニティ活動と言っているのでしょうか。まして、これからは、一戸建ての住宅ではなく、集合住宅を目指していく地域もいっぱい出てくるわけですから、従来の町内会を中心としたコミュニティというだけでは市民意見を吸収できませんし、市民の協働の担い手が非常に見にくくなっている現状があるのではないかと思います。

ですから、コミュニティ活動とは具体的に何を指されているのかを教えてください。

●高野会長 それでは、お願いします。

●村瀬都市計画課長 都市計画課の村瀬です。

まず、協働についてです。

どこでもそうですけれども、例えば、総合的な施策の方向性ということで、3ページに都心なり拠点なり市街地、住宅地といろいろ書いてありますが、これら全ては札幌市だけで計画して、札幌市だけの公共事業でやることは不可能であります。企業は理解できるというお話だったので、市民がどうかかわっていくかということでございます。

ただ、拠点にしる郊外の住宅地にしろ、それぞれの地域特性や地域の課題がありますので、具体的にどういう方向性を持ってどういうふうにするのだということは、そこに住んでおられる方の意見も聞きながら、みんなで目標づくりをして、そういう目標に向かって、企業はどうする、行政はどうする、市民や地域はどうするということについて、今後、この方針に基づいて、個別具体の地域で方針づくりや計画づくりをしていくことになります。そういう意味で、市民なり地域の方々がかかわっていくことになるだろうと考えております。

それから、コミュニティについてです。

地域コミュニティというと、一義的には町内会組織を指すのが一般的ではありますが。ただし、町内会組織も、今は高齢化しており、組織機能が低下しているということがあります。そういうことで、町内会が持っている機能を維持・向上していくことが必要であろうと考えております。これは必ずしも都市計画の世界ではありませんけれども、そういうことが必要であろうということです。

それから、従来の町内会ではない組織、これは必ずしも地域に住んでいるとは限らないテーマ型のコミュニティかもしれませんけれども、そういう新たな形のコミュニティも今後生み出していかなければ、地域コミュニティだけ、町内会だけで全てを解決するのはなかなか難しいと考えます。

そういう意味では、都市計画マスタープランにおいて、多様な主体というか、いろいろな人たちがいろいろな形でかかわっていかなければなりませんので、しっかりとネットワークを組んで、そういう場をつくってということをしていかなければいけません。これについては現行の都市マスでもそういう考えですけれども、人口減少・超高齢化を迎えて、まちの魅力や活力を向上していかなければならないという時代においては、そういうことがますます必要になるのではないかという認識でこういうことを考えてつくっています。

●水澤委員 今の説明の前段のお話は、協働というよりも、市民の意見を聞く、もしくは、そういう場をつくってという話ですから、別な言い方をすると市民参加ということではな

いかと思います。

協働とは、市民と一緒にって課題解決をすることを一般的に言うのだと私は思います。市民の意見を聞くのは参加なので、参加と協働が整理されていないのかなというのが1点です。

それから、2点目のコミュニティ活動についても、確かに町内会以外の活動があるはずだとずっと言われてきて、テーマ型コミュニティやNPOだと言われてきたのですが、札幌の中でそういうものが具体的に存在しているかどうか、もしくは、そういう活動を、連携をとられてやっているかどうかは疑問です。ですから、あればいいねという話で、具体が見えていないような気がしてしょうがないです。

これは感覚な話なのでわかりませんが、そういう意見でございます。

●高野会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

●齋藤委員 質問として、マスタープランの見直し骨子について2点、立地適正化計画について2点ございます。

マスタープランの見直しの骨子については、最後の6の総合的な施策の方向性で分野横断的な連携で戦略的に取り組むべきと書かれていますが、これは非常にいいポイントだなと思います。

質問は、具体的に市内の中でどこがリーダーシップを持ってやっていくのかです。例えば、職をつくるとか、いろいろとあると思うのですが、それが1点です。

2点目は、マスタープランにかかわって、土地利用のところ「市街地の外に豊かな自然環境云々、山林原野等適切に保全」とありますね。これは細かく具体的な話ですが、硬石山のほうの山を一生懸命削りながら砂利を採取していることが何年も続いていて、プラン全体から醸し出される住みやすさや景観維持、環境保全などから逆行して見えてしまうのです。そういった自然相手の事業に対する規制みたいなものは盛り込まれるのでしょうか。それから、山を既に削っているところをもとに戻すような話なんかは考えているのかなということが質問の2点目です。

それから、立地適正化計画については、地下鉄沿線のような利便性が高いところでも住民が減っていると出ていますけれども、プランナーとして、何故減っているのだという分析を聞かせてほしいと思います。

それから、新しい概念である誘導区域についてです。要は、施設等を、あるところでは充実させていくし、あるところでは適正な維持管理ぐらいでおさめるということですね。こういったものを設定した暁には、どうやって市民や企業に伝えていくのでしょうか。

こうなるから、皆さん、こうしましょうという勧奨はしないと思うのですが、具体的にどうやって所期の効果を手に入れると考えておられるのでしょうか。

●高野会長 よろしいですか。

●村瀬都市計画課長 4番目をもう一度お願いできればと思います。

●高野会長 それでは、1番目と2番目からお願いします。

●村瀬都市計画課長 1番目は、都市マスの総合的な施策の方向性ということで、どれだけ分野横断的にするかというお話です。

ここには、都心、拠点、住宅地等と書いてありますけれども、札幌市の内部的な形でいけば、都心につきましては、都市計画部内に都心まちづくり推進室という、都心を総合的に調整する部局があり、現在、ここでは都心まちづくり計画の見直し作業中でございます。

見直し作業に当たっては、当然ながら、都心まちづくり推進室以外に、経済であり観光であり、他分野の行政セクションと一緒に計画をつくり上げ、実行していくということでございます。

同様に、拠点につきましては、こちらは今日も来ていますけれども、市長政策室に政策推進担当部という、拠点を総合的に調整する部局を今年度から発足しておりますので、こちらが中心になりまして、いろいろな分野について横断的に進めていくということでございます。住宅地と調整区域につきましては都市計画部が中心になりますが、そういう体制で進めていきます。

次に、2番目の市街地の外についての質問です。

今、具体的なデータ等が手元にありませんし、ほかの部局にも確認しなければ正確なことがわからない部分がありますので、次回に持ち越しさせていただきたいと思います。

次に、3番目の質問です。

立地適正化計画では、将来、中央区はふえていきますが、地下鉄沿線でも減っていくことがあることをどういうふうに要因分析しているかということでございます。

いろいろあるかと思しますので、一概にこれだというのは必ずしもないかもしれませんが、その要因の一つに地価があるかなと思います。

中央区でも円山周辺等は地価が高いのですけれども、そこから少し外れると、1㎡あたりおおよそ10万円程度という地価の動向があります。この後はどうなるかわかりませんが、現在はこのようになっております。一方、地下鉄沿線でもそれぐらいの地価のところがあります。

ですから、例えばマンションを建てる側からいうと、中央区で建てても地下鉄沿線で建てても、最終的な値段は同じだとなったときに、市民はどちらを買うかという選択をするのですけれども、今の傾向では中央区を選択する傾向にあるので、逆に、マンションデベロッパーとしては、地下鉄周辺にはマンションをつくりません。ですから、今、マンショ

ン供給は圧倒的に中央区が多いわけですが、そういう流れが一つにあります。

それでは、なぜ同じぐらいの値段のときに中央区を選んで、ほかの区は選ばないのかでございませうが、中央区は都心に圧倒的に近いですし、場合によっては歩いても行けるなど、時間的な短さはすごくあるかと思ひます。

そういうことも含めて、居住地として選択する場合の総合的な魅力については、人それぞれでしょうけれども、中央区に魅力を感じるという人がそういう選択をしている部分があるのではないかということにございませう。

ですから、逆に言うと、居住誘導区域として、地下鉄沿線でも人口が減り、そこでの人口を維持、増加をするといったときに考えなければならないのは、そういうところの魅力をどういふふうにも高めていくかということが一つのポイントではなからうかと考えております。

4番目は、申しわけありませんが、もう一度お願いします。

●齋藤委員 立地適正化計画の7で、都市機能誘導区域や施設をどうするなど、場所を選んでやっていくということですね。要は、至るところを整備しようといっても限界があるから、集約化、複合化をしていこうということですが、そういうプランができた暁に、市民の皆さんや企業の皆さんにどのように発信していくのかです。

また、「ここは、今後、公共サービスの質等が相対的に落ちるから、いいほうはこちらですよ」といふ勧奨などはやられないのだと思ひますけれども、どういふふうにお伝えしていって、所期の効果を上げるのかを教えてほしいと思ひます。

●村瀬都市計画課長 まず、基本的に、この計画をつくる段階において、今回のパネル展もそうですけれども、いろいろな形で発信していくということがありますし、正式にはパブリックコメントで意見を募集するということがあります。

それから、今、都市機能誘導区域については、地域交流拠点と都心ということで、17プラス1ということですが、計画上で誘導する施設は公共施設を中心にしております。これについては、札幌市内の行政の組織として、公共施設をつくる際は拠点に基本的に配置すべきということも共有して実際にそうしていきます。そうしないということがもしあるのであれば、どうしてできないのだということも我々から働きかけていかなければいけないという関係にあるかと思ひます。

●高野会長 齋藤委員、よろしいですか。

●齋藤委員 はい。

●高野会長 ありがとうございます。

それでは、堀内委員、お願いいたします。

●堀内委員 堀内です。

今、説明を聞きますと、とにかく中央区に一極集中しているのではないかという私の意見です。

前回のマスタープランで私も意見を提出したのですが、当時は小学校4校が資生館小学校1校に統合されたような状況で、中央区の人口はどんどん減っていき、郊外に行っていたわけです。ところが、現在は、資生館小学校も円山小学校もベスト10に入るぐらい児童数が多いはずです。その結果、ミニ児童会館や保育施設などが非常に不足している状況が考えられます。

そこで、視点を変えてみますと、厚生労働省では地域包括ケアシステムがありますね。札幌市でも平成27年度から計画を実行していますが、地域包括ケアというのは、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるようにするということです。それからいきますと、中央区の一極集中だけではなくて、地域において可能な限り住みたいという人のための、厚生労働省の地域包括ケアシステムなども考えた計画も必要かなと私は思いますが、いかがでしょうか。

●高野会長 お願いします。

●村瀬都市計画課長 今、具体的に地域包括ケアシステムを担当している部局と、都市計画マスタープランをつくった後にどうやっていこうかということは、まだ具体的な話にはなっておりませんが、例えば先ほどご説明した郊外の住宅地においては、小学校への機能の複合化、総合的な分野横断的な施策の展開を掲げておりますので、状況によってそういうところと連携をしてやっていくことになろうかと思えます。

また、そこに住みたい人はもちろんそこに住み続けていただくということは当然ですけれども、移りたいという人もいるのではないかと思います。実際、転入や転出をされる方はたくさんおります。そこで、そういう方々が交通利便性の高いところに移り住みたい、そして、バリアフリーで都心まで地下鉄に乗っていきたいというニーズもあると思いますので、そういう方々にとっていい環境を整え、そこにずっと住みたい方にとっても住み続けられる市街地環境を整えるという考えでございます。

●高野会長 よろしいですか。

●堀内委員 よろしく申し上げます。

●高野会長 ありがとうございます。

水澤委員、お願いいたします。

●水澤委員 今、お2人の話を聞いて思ったのですが、今回の都市計画マスタープランは、分野横断的な連携により取り組むのだと言っておりますね。組織の話が出ていたのですが、これについてはぜひ組織横断的な連携、具体的に言うと、庁内連携ができるような組織をつくるですとか、それを専門に扱うというのはなかなか難しいのでしょうか、横断的な組織としては、副市長などにトップになっていただくなど、そういうようなことを念頭に置いておかないとばらばらになってしまうと思います。

余計なお世話ですけれども、そういうようなことをご検討いただければと思いました。

●高野会長 ご意見としてよろしくお願いいたします。

ほかにかがでしょうか。

●丸山（博）委員 丸山です。

関連資料①の6の総合的な施策の方向性について意見を述べさせていただきたいと思います。

この中で、右下の5に「市街地の外の自然環境の保全と活用」という欄があり、「保全と創出及び活用を進めていく」という書き方になっています。

ここについて、市街地の外だけを対象にしているという点について意見を申し述べたいと思います。それは、市街地の外だけではなく、市街地においても自然環境の保全と活用が必要であると思うからです。

居住の区域を誘導していき、都市機能の誘導を図るということで集約的な都市の利用になると、その反面、あいていく場所というか、すき間ができてくると思いますので、そのときに、現在のみどりの基本計画にもあるような緑の回廊の新バージョンという文言も検討部会では出ていたようですけれども、農地や緑地、それから、市街地の外からのヒグマなどの野生動物とのあつれきにかかわるコリドーを切断するという選択もあると思いますし、バッファゾーンをどう設けるというような視点も踏まえて、もう一度、札幌市の市街地及び市街地の外をあわせて、保全と活用創出にプラスして、管理という視点を加えていくことができないかと思います。新たな緑の回廊のバージョンを都市計画マスタープランの中でもう少し言及していくことはできないのかなと感じましたので、意見を申し述べさせていただきました。

●高野会長 極めて重要な関係だと思いますが、いかがですか。

●小林部会長 今、丸山（博）委員が言われたことは、僕も正論だと思います。

この間も別のところで話をしましたが、グリーンインフラというのが世界の常識になっ

てきています。だから、グリーンインフラも考えたいのです。しかし、ここは都市計画審議会です。みどりの基本計画については別のところで所掌しています。だから、ここで全てを網羅して議論できるわけではありませんので、緑の審議会での提案をぜひしていただきたいと思います。我々は受け皿としてそういう意識を持っていますので、ここでおっしゃると同時に、緑の審議会でもぜひ主張していただきたいと思います。

●高野会長 よろしくお願いたします。

●北原みどりの推進部長 札幌市みどりの推進部の北原と申します。

今の件については、小林部会長からもお話がありましたように、部会でも議論になっていましたので、郊外、そして市街地のみどりの書きぶりについては検討させていただきたいと思います。

●高野会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

(「なし」と発言する者あり)

●高野会長 それでは、今後の進め方について、もう一度おさらいしておきたいと思います。

資料①の最後の、今後の進め方についてご説明をいただけますか。

●村瀬都市計画課長 関連説明第2号関係資料①の都市計画マスタープランの見直し骨子案の2枚目になります。

右下に策定スケジュールを載せております。

今、骨子案ということで、いわゆる箇条書きになっておりますが、これを文章化し、素案として、次回の9月15日の都市計画審議会でご説明したいと考えております。その後、これを案という形で1月29日の審議会でご報告して、3月末の審議会でご承認いただきたいというような流れでございます。

●高野会長 ありがとうございます。

これについてはこういう形で随時ご議論をいただくということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大変長時間になりましたが、以上で本日の議事については終了いたします。

事務局から連絡事項等がございましたら、お願いしたいと思います。

4. その他

●事務局(小泉調整担当課長) 本日は、長時間のご審議をありがとうございました。

次回の審議会は、9月15日火曜日午後1時30分から、会場は、本日と同じ、市役所12階の1から3号会議室を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

5. 閉 会

●事務局（小泉調整担当課長） それでは、以上をもちまして、第83回札幌市都市計画審議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

以 上

第83回札幌市都市計画審議会出席者

委員（19名出席）

愛甲 哲也	北海道大学大学院農学研究院准教授
飯島 弘之	札幌市議会議員
池田 真弓	市民
小形 香織	札幌市議会議員
岸本 太樹	北海道大学大学院法学研究科教授
今 日出人	北海道開発局開発監理部次長
齋藤 俊一	市民
高野 伸栄	北海道大学大学院工学研究院教授
中榮 高広	北海道警察本部交通部長（木村 力 代理出席）
中村たけし	札幌市議会議員
中村 達也	札幌商工会議所住宅・不動産部会部会長
林 清治	札幌市議会議員
日沖 智子	市民
堀内 仁志	市民
松浦 和代	札幌市立大学看護学部教授
丸山 秀樹	札幌市議会議員
丸山 博子	丸山環境教育事務所代表
水澤 雅貴	市民
山田 耕三	北海道建設部まちづくり局長